

平成23年（2011年）12月紀北町議会定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成23年12月6日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年12月14日（水）

応 招 議 員

1 番 奥村 仁

2 番 東 貴雄

3 番 樋口泰生

4 番 太田哲生

5 番 瀧本 攻

6 番 入江康仁

7 番 家崎仁行

8 番 玉津 充

9 番 奥村武生

10番 東 篤布

11番 東 清剛

12番 松永征也

13番 平野隆久

14番 中津畑正量

15番 川端龍雄

16番 平野倅規

17番 中本 衛

18番 北村博司

（うち遅刻議員）

6 番 入江康仁

（うち早退議員）

6 番 入江康仁

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	平谷卓也	総 務 課 長	中場 幹
財 政 課 長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	家崎英寿
住 民 課 長	工門利弘	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	脇 博彦
商工観光課長	濱田多実博	建 設 課 長	上村康二
水 道 課 長	奥川 英	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸

職務の為出席者

議会事務局次長	脇 俊明	書 記	上野隆志
書 記	玉本真也	書 記	奥川賀夫

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

5 番 瀧本 攻	7 番 家崎 仁行
----------	-----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

平野倅規議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17人であり、定足数に達しております。

また、6番 入江康仁君から、所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

本日も、脇次長が事務局長代理をいたします。

平野倅規議長

それでは、定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

日程第1

平野倅規議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5番 瀧本 攻君

7番 家崎 仁行君

のご両名を指名いたします。

日程第2

平野倅規議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本日の質問者は5人であります。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間が残り5分になりましたら、議会事務局長の机の上に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。最初に通告したすべての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について1項目ずつ質問することも可能であります。

それでは、18番 北村博司君の発言を許可します。

18番 北村博司議員

おはようございます。それでは議長の許可をいただきましたので、事前通告に従い一般質問を申し上げます。

全体としては1本です。近畿自動車道紀勢線の延伸が進んでおります。24年度最後といたしますか、25年の3月ごろには紀伊長島ICまで供用が開始されます。議長、申し上げておきますが、正式名称の紀北紀伊長島インターチェンジ、あるいは紀北海山インターチェンジという言葉を使いませんので、議長がご指摘なされないようお願いいたします。間もなく変更される予定だそうですので。

それでは、紀伊長島インターチェンジの周辺の立地そのものと、あるいは国道422号インター線ですが、これの用地買収の進行状況、あるいは工事の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思います。

私どもの紀北町にとっては、紀伊長島インターチェンジと海山インターチェンジがございますけれども、町の入口である紀伊長島インターチェンジが、主に北から来る人たちの受皿、入口になりますので、ここからどう町内に車を入れていただくか、これが私どもの町の最大の課題であり、喫緊の問題であろうかと思っております。これについて当然、もう1年少しで延伸してまいりますので、町としての基本方針、あるいは具体的な施策があると思っておりますので、当然のこと、お持ちだと思いますので、具体的に何点かお聞かせいただきたいと思っております。

山本地区に入ってまいりますと、422でそのまま下りてきますと、玉通り、あるいはJRの駅に到達いたします。そこからどう町内に車を向かってもらうか。ポイントになるのは現在の国道42号の「紀伊長島マンボウ」であろうかと思っております。ここに魅力アップを図り、そ

ここに一旦車を集めて、それから町内に城ノ浜方面、あるいは260号 あるいは海山方面に車を走っていただくかという、全体的な構想がなければなりません。これについての具体的な施策をお聞かせいただきたいと思います。

それから、紀伊長島マンボウ以外に、道の駅海山、町内にもう1つございますので、これの魅力アップをどう図っておられるか、位置付けはどうか。

それから、最近盛んに議論が交わされております、尾鷲市の道の駅がどう進んで、どうなりそうか、その計画、構想をご存じの範囲でお聞かせいただきたいと思います。

次に、マンボウのあります県立片上池公園は、熊野灘レクリエーション都市の一部でありますけれども、城ノ浜地区、あるいは大白地区と含めてですね、今後の事業展開について、具体的にお聞かせいただきたいと思います。次はインター線から紀伊長島駅間、地域の若手経営者らが一生懸命にもっこくどおり、自称しておられますけども、一生懸命取り組んでおられる。それについての地域の人たちに任せきりなのか。行政としてはどんな手助けをするのか。あるいはそれにプラスアルファどうするのかという、具体的な施策をお聞かせいただきたいと思います。

あとは伊勢志摩との連携、260号ですね。

それから、国道422号、大杉谷方面、あるいは青山方面との連携についてお聞かせいただきたいと思います。具体的な質問は後ほど行います。

まず、1つ目からご答弁をいただければと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

それでは、北村議員のご質問にお答えをいたします。

インターの用地とか工事の進捗率ということでございますが、まず、中日本高速道路株式会社が担当する紀勢大内山インターチェンジから、紀伊長島インターチェンジまでの10.3kmの区間におきましては、平成23年12月1日現在、用地の取得率は100%で、工事の進捗率は57%とお聞きいたしております。

次に、三重県が担当する紀伊長島インターアクセス道路1.05kmにつきましては、平成23年12月1日現在、用地の取得率は100%で、工事の進捗率は80%と聞いております。現在、紀伊長島インターチェンジ部分は、国交省、中日本高速株式会社、三重県の三者で工程調整を

行い、平成23年度末の供用開始に向けて取り組みが進められておるところでございます。

続きまして、道の駅マンボウの魅力アップと、周辺道の駅の計画についてでございますが、道の駅紀伊長島マンボウは、東紀州の玄関口にあたりまして、国道42号を南下する車が最初に立ち寄る場として、現在、年間100万人を超える方々が訪れ活況を呈しております。今後、高速道路が延伸されれば、目的地へは時間短縮がされ、大きなプラス要因ともなりますが、一方でストロー現象を引き起こすことも懸念され、国道42号沿いの交通量が減少することが予想されております。

そうならないために、紀北町に立ち寄っていただくための仕掛けづくりが必要であると考えておりますし、議員がおっしゃいましたように、まずはマンボウに集まっていただいて、そこから情報発信するなど、そういったことを行っていかなければならないと思います。現在、紀北町観光協会に委託をいたしまして、紀北町のファンクラブであります「きほく倶楽部」の設立、体験型観光を進めるためのインストラクターの養成、紀北町の魅力を発信するため観光コーディネーターの活用など、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

また、1月28日には、紀北町の食材を使用したご当地グルメ「きほくラブめし決定戦」を開催しまして、昼食などで立ち寄るきっかけづくりや、スポーツ合宿の誘致に向けた研究を進めております。これらに加えて、世界遺産であります熊野古道や銚子川流域の魅力アップなどによる誘客活動に取り組んで行く必要があると考えております。

高速道路の完成後につきましては、インター線から道の駅紀伊長島マンボウへ観光客を誘導し、そこを拠点に魚まち、城ノ浜、古里、大白、銚子川など町内をめぐるルートの紹介、観光情報の発信の場、地域特産品の販売としても重要な施設であり、今後とも施設の充実に向けて、三重県に要望してまいりたいと考えておりますので、議員と同じ考えでございます。

また、道の駅海山につきましては、熊野古道伊勢路でも最も人気のある馬越峠や、銚子川流域の近くに位置していることから、そうした観光資源を前面に打ち出しまして、馬越峠、銚子川などの情報発信の場として多くの方に立ち寄っていただけるよう、指定管理者とも相談しながら、活用してまいりたいと思っております。

次に、熊野灘レク都市事業についての今後の取り組みということでございますが、熊野灘レク都市公園の整備につきましては、昭和45年から事業が開始され、紀伊長島区では、海野・諏訪地区、古里・道瀬地区、及び三浦・玉津地区の3地区は、幹線園路、展望台等の整備を行い19年度までに整備を終えておると聞いております。

また、片上地区では、木製デッキ、タブノキの杜の展望台等の整備、萩原台園地のトイレ等の整備など、城ノ浜地区では、プール、展望台、体育館等の整備を行い、平成22年度でレク都市事業としての事業は終了しております。

海山区では、大白地区におきまして、平成21年度までに、テニスコート、芝生広場などの整備を終えまして、平成22年度から多目的広場の工事に着手し、平成24年度完成を目標に事業が進められているところでございます。

また、高速道路は、平成24年度には、紀伊長島インターの供用が開始される予定となっていることから、レク都市事業におきましては、特に城ノ浜地区では、「贅沢な休日」を整備コンセプトにホテル、コテージ、オートキャンプ場などの宿泊施設を中心に滞在の場を整備しており、これらの施設を活用される来訪者を増加させて行くためにも、今後においては、施設の維持補修等を要望していくとともに、あらゆる機会にレク都市公園の魅力情報を発信するなど、町行政における重要な事業として今後も推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、インター線、紀伊長島駅前間の魅カアップ施策につきましては、今後、これまで整備された施設を有効活用し、点、線、面にするためにも観光協会をはじめ、町や関係機関との連携を強化していく必要があります。

また、これらの観光施設を結ぶアクセス道路として、国道42号及び国道260号、国道422号や県道の整備などを関係機関に働きかけるとともに、町内主要道路や生活道路などの町内道路網を計画的、効率的に進めていく必要があると思っております。

特に、紀伊長島インター線から直接接続する長島駅山本線におきましては、紀北町の玄関口として道路整備をはじめ、街路整備や商店街の活性化等を含めた魅力あるまちづくりを図っていく必要があります。そのためにも町全体の取り組みが欠かせないものと考えております。以上でございます。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

訂正させていただきます。インターチェンジの供用開始のところで、24年度末の供用開始というところ、23年度と答弁させていただいたと今、指摘いただきましたので、訂正をお願いいたします。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

どうも私は、具体的にという通告をさせていただきました。どうも具体性に欠けるので、具体的に、もう一回お尋ねをしてみたいと思います。

まず、インターチェンジ周辺の供用開始に向けての用買がネクスコと、県関係は 100%用買が済んでいるということでしたが、新直轄の部分、国交省の部分は触れられませんでした。どうなっていますか。周辺というたら赤羽川を、あれは高架橋というのかな、何か紀伊長島高架橋かな、名称は。そちらの関係、全く橋桁はまだ手を付けてないですし、解体撤去が最近行われたぐらいで、かなり遅れているように感じますが。

それと、供用開始に工事が間に合わないという説があるんですが、その辺についてどういうふうな見通しをお持ちですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

24年度末の供用開始ということにつきましては、予定しているところだと、長島インターの場合ですね。それと長島、私も議員と同様に紀伊長島インターとお話させていただきます。紀伊長島インターと海山間は、25年度ということになっておりますので、その区間におきましては、いろいろと収用等のお話もありますが、その辺は担当のほうからお話させていただきます。

平野倅規議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

お答えをいたします。国交省の部分につきましては、まだ収用事業のほうで済んでおりませんので、まだまだこれからだと思います。申し訳ございません。ちょっと買収率のほうはちょっと今、国交省については調べておりませんので、申し訳ないです。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

いや、これ町長、紀伊長島インターチェンジは、422が下潜る部分で分かれていますね。ネクスコ部分と、一般の聞いてられる方のために申し上げますが、中日本高速道路株式会社と、

国土交通省が分かれてますよ。国交省側はできなんだら、インターチェンジは使えるんですか。ちょっと確認しておきたいと思います。真ん中で分かれておるはずですよ、あれ。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

長島インターに下りる部分はですね、私も24年度末に供用予定しているということしか聞いておりませんので、その部分に関しては大丈夫ではないかと考えて、お話は聞いているところでございますが。

18番 北村博司議員

担当課長、大丈夫ですか。機能するんですか。

平野倅規議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

国交省と中日本、県との関係でございますけども、国交省がその422号のボックスですね、それを早期に完成していただければ、支障がないということをちょっと聞いております。

18番 北村博司議員

いやいや間に合うのやね、ちょっと断言してください。

平野倅規議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

そうですね、中日本とか三重県のほうにもお聞きしましたけども、24年度の供用に向けて頑張っているということで伺っております。

18番 北村博司議員

頑張ってるやなしに、間に合うか、間に合わんか。

上村康二建設課長

予定はしているということは伺っておりますけども、多分、間に合わせていただけるんじゃないかと思っております。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

何か曖昧な言い方で、半分信じておきましょう。

私は、周辺の方から間に合わないだろうという話を聞いておるんですよ。まあよろしいわ。公的な場ですから、間に合う、間に合わんもあんまり言い切らんほうがいいかと思います。

それから、マンボウの魅力アップですが、県土整備部はもっと具体的に考えておるんじゃないですか。私はそのように聞いてますよ。マンボウの、あの県立片上池公園に集客して、そこから紀北町内全域にルート化する。県土整備部は持ってますよ。町長ご存じないなら、副町長答えてください。はっきりした方針持ってますよ。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

恐縮ですが、ちょっと私もその具体的な計画というのは聞いておりません。申し訳ございません。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

方針を持っています。ですから、もうちょっと町は積極的に、具体的な案を出してください。頭から24年度に、この熊野灘レク都市事業が終了するとは考えてないです、県は。今までレクリエーション都市事業に公的資金、それから民間で総額いくら投入していますか。課長、答えられる。

平野倅規議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

お答えをいたします。総額で約 172億 2,400万円です。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

昭和45年の計画決定以来、170億円を超える資金が投入されている。で、現在もサンサービスあたりはそれなりの投資をしている。今後も改修は続けていくでしょうし、これだけ40年間で、今の物価価値からいうたら莫大な金額でしょう。これだけ高速道路の受皿をつくっているのは紀北町だけですよ。有効な投資にしなきゃいけませんけれども、どうもその辺の

理事者の方針というのははっきりしないけれども、ほかに何か今からせんなん町とは違うんですよ。40年前から投資しておるんですよ。これを利用しない手がない。これ、私は以前からこれ言うておる。いかがですか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりでございます。それでですね、議員が言われておりますし、私もこの170億円という金額をですね、生かしきれていないものと思っておりますので、それで庁舎内で、このレク都市を再活用しようというグループをつくってですね、今、スポーツ交流もやっていますね、合宿。それでフィットネスホールとかですね、大白公園、そういったもの、レク都市をどうやってアピールして、そこへ引き込むかということですね、グループ化して考えようと今、行っているところでございます。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

しっかりお取り組みいただきたいと思います。

先ほどお尋ねした中で、尾鷲市の道の駅の計画の進行状況、お聞かせいただけませんでした。お答えいただきたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

尾鷲市のことはですね、今、いろいろと新聞等で報道されておりますのは読んでおりますが、他の市のことですので、状況を見守っているというのが、今現在、紀北町としてのスタンスでございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

尾鷲市の関連については、ここに商工会議所の要望書がありますけれども、なぜあそこがこういう議論が最初に始まったかということ、私どもから言えば余計なことですが、マンボウは三重県一、あるいは東海地方でもトップクラスの集客力があって、ところが高速が開通す

ると、多分駄目になるだろうから、その代替施設でという発想も、最初書かれておるんですよ。私は大変失礼な話やと思うけれども。

それと、ここに県の速報のあれがありますけれども、尾鷲の道の駅の検討会議の中では、長島から尾鷲市、つまり海山も当然そうですが、津波で42号線は壊滅するから、そのための緊急ハブ機能をですね、防災の、このハブ機能について副町長に、ご説明いただけますか。防災のハブ機能。あそこは道の駅をそうとらえておるんですが、その重心が段々そっちにいておるんですが、お聞かせいただきたいと思います。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

尾鷲市道の駅が防災のハブ機能を持つということについては、ちょっと認識不足でなかったんですが、ハブ機能そのものにつきましては、今後のですね、このような状況の中でですね、防災で広域的なですね、安全性とか高いということで、防災面での拠点になっていくような、方向性を持っているというような意味であろうかと思えます。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

ここにある道路政策グループの技術、国土技術センターの出したものがありますが、中越地震とか、今回の東日本でも高田の松原の道の駅の果たした機能というのが、非常に重視されて、道の駅の施策ってもう終わるようですが、2、3年うちに。いずれにしてもですよ、ハブ機能、つまりそこへ大量に、救援が来たとしての話ですよ。うちらは放られる可能性がありますけども、大量に車両とか人員が配置したときに、収容する場所を道の駅にあてて、そこから分散する、各地へ。救援物資とか車両とかを、そのための機能を持たせようとしておるわけです。うちではどこがそれに相当しますか。三浦のサービスエリアじゃないんですか。町長の昨日か何かの答弁では。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、三浦のサービスエリアがですね、そういう機能を果たそうかと思えます。また、物資等分散できるということはですね、結局、道路は何とかかろうじて通れ

る状態であろうかと思えます。そういうときにですね、国交省のほうにもお願いして、国交省の方針としても、道の駅海山が約20mのところにございます。あそこも防災トイレ等も整備していただいて、駐車場等もできれば拡幅していただきたいと、そのようなことも要望いたしておりますし、国交省のほうもそういった要望に応えていただけるのではないかと、期待をいたしております。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

私が尾鷲市の道の駅の検討会議の資料を大量に持ってますが、これは他所の町のものでから見せませんけども、町長の認識でそれでいいと思うんですよ。ですから、高速道路はあくまでも災害時の緊急援助道路と考えれば、サービスエリアは防災ハブ機能を持たせるべきで、そこで物売りの場にしては、私はちょっと筋が違うと思えますよ、命の道の機能としては。そうなると、紀北町の観光のハブ機能は片上池だと思えますが、いかがですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

三浦の休憩所につきましてはですね、これから皆さんとご議論しながら、決めていきたいと思えますが、第一の中で防災の受け入れですね、町民が、それと体調の壊した方なんかをいろいろな病院へ運ぶ機能。ですから、そういう受け入れ機能に大きな役割が出てくるのではないかと考えております。

それと同時にですね、しかし、情報発信、そういったものもやっぱり紀北町に来ていただく、それはマンボウが下りていただいてから中心になるにしても、そういった下ろすための何か工夫は、やはり三浦の休憩所のほうでやらなければいけないと考えております。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

ちょっと町長、道筋が違うんじゃないですか。三浦へ行ってから戻って来るんですか。そんなことはあり得んですよ、高速道路で。どうやってUターンするんですか、できないでしょう。一旦海山なりで下りるか、あそこでインターチェンジ出たから回るか、そんなことは普通の道路じゃあるまいし、Uターンなんかできませんよ。半分通りすぎてから、そこから

誘導するというのは、はっきり言うて間違いです。手前からやるべきです。うちは奥伊勢のサービスエリア参加しませんでしたね。担当課長が出席しておりながら、早く言えば逃げたわけです。それは紀北町以南は皆逃げたんです、あれ。今になるとやっぱりあそこで客を引っ張るべきなんですよ。ちょっと発想が違うと思いますよ。

ですから、それとレク都市協会というのは、こういうときのために研究する機関だと思えますが、こういった取り組みされていますか。

それと、道の駅、物販のために商工会にバトンタッチしましたね。奥山町長の諮問機関であった道の駅何とか会議が。現在、どう進行していますか。観光商工課長わかっておるでしょう。今の2点。レク都市協会、これは建設課やね。それから商工会で審議しておられるはずの物販施設の、ちょっと現状を報告してください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

それぞれの担当課長から、わかる範囲で答弁させていただきます。

平野倅規議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

申し訳ございません。商工会の物販関係については、ちょっと承知をしておりません。

平野倅規議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

商工会でのですね、審議状況についてお答えいたします。

商工会の商業部会のほうでですね、いろいろと物販施設の採算性等について検討いただくということで、以前からお願いをしております。

それで、商工会でも何度か議論をさせていただいております。しかしながら、あその場所での採算性等ですね、それから業者、町民等の関心等がいま一つのところがございまして、なかなか審議が思うように進んでいないという話は聞いてございます。

平野倅規議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

申し訳ありません。レク都市協会について、ちょっと承知しておりませんので。

18番 北村博司議員

いやいや、このレク都市構想、延伸に備えてレク都市事業がどうあるべきか、議論してないんですか。そのための組織と違うの。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

レク都市協会がですね、いろいろな企画とかで温泉まつりとか、いろいろやっていただいておりますが、の協会のことですよ。今はですね、どういった、ただ、うちといたしましても、今後そういった方たちを巻き込みまして、今、商工会は物販とかをやっていたんですけど、来年度ですね、そういった方たちも巻き込んでの検討会を、再度やっていきたいと話しているところでございます。

ですから、今のレク都市協会の動きというものは、私は把握しておりません。担当課でも、建設、把握してないね。申し訳ございませんが。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

実のこと言うと、レク都市協会の発起人、私はその1人なんです。レク都市計画の諮問を受ける、あるいは意見を申し上げる機関として、当時の商工会青年部が設立したんですよ。今の観光協会長も同じメンバーですが、現在、私入会していませんけどもね。是非、ひとつ活動を把握していただきたいと思います。

次にまいります。伊勢志摩地方との連携について、国道260号の整備状況、実はうちの議会でも、促進連盟ができているのを、ご存じなかった議員が大半なんです。つまり、今まで全く一度も報告されていないんですよ。整備状況どうですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

国道260号の整備状況の現状報告についてのご質問に、お答えをいたします。

一般国道260号は、伊勢志摩の一般国道167号を起点といたしまして、熊野灘沿いの市町村を連絡した紀北町の一般国道に至る延長約114kmの路線でございます。

平成22年4月現在で、延長約114kmのうち、約13kmが未改良となっております、改良率は89%と聞いております。

現在、幅員狭小な未改良区間を解消し、安全で円滑な通行を確保するために、南島バイパス3.5kmと、木谷拡幅1.3m、木谷バイパス1.1kmの3工区で、国の補助事業として、また、錦峠におきましては、南伊勢町側1.8kmにおいて、国の直轄代行事業として整備に取り組んでいるとお聞きいたしております。

先ほど私、市町村と申しましたが、市町でございます。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

ご存じのようですね、かつて鉄道が、今の紀勢線ですね、一旦はこの260号沿いを通す計画で進んでいたんですよ。ところが20何年かな、いろいろトラブルがあって、現在の荷坂回りになって、本来はこちらだったんですよ。これは当時の資料が、陳情書等が紀伊長島資料館にありますから、原本が、ご覧いただく、勉強もしていただきたいと思いますが、つまり、志摩と直結する道路で、私は現在でも磯部とか志摩方面へはこっちを通ります。それぐい有益な、有効な、しかも景観が素晴らしい、レク都市会社の取締役会で私が発言した、町長は、私は監査役で出ました。取締役の町長はご記憶だと思いますが、私は何を言ったでしょう、この高速道路延伸に備えて260号との関わり合い。ご記憶だと思いますので、お知らせいただきたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

定かではなかったら、ご訂正いただきたいと思いますが、やはり伊勢からのお客様をですね、やはりこの260号を使って、こちらの東紀州のほうに導入するというお話だったと思います。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

ご存じのとおり、県の調査でも紀北町は観光入り込み客は、東紀州では、ずば抜けておるわけですね。それが大半、実のことを言うと100何万人、107万か108万か、マンボウの入り

込み客なんですね。これは図抜けております。他の尾鷲や熊野に比べて。つまり伊勢志摩、1,000万人単位ですね。この1割でも2割でも260号を通じて導入すべきじゃないですか。で、帰りは近畿自動車道紀勢線で帰っていただく、はっきり言うて、紀北町以南には行っていただかなくてもいいんですよ。都市間競争です。向こうがそう思ったら、もっと南へ引っ張ろうと頑張るんですよ。尾鷲も熊野も。我々は自分の町に滞留してもらうことを考えればいいんです。連携なんかよりも、私は都市間競争の時代です。町長、伊勢志摩の1,000万人のうちの何割導入する方針ですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

今ですね、明確なことは言えませんが、魅力としてですね、うちの町の魅力も発信したい。それから導入するには、やっぱり魅力が大きく多岐にわたったほうがいいと思いますんで、東紀州全体の魅力もアピールしながらですね、まちづくり公社も伊勢からのルート、そういった商品をですね、観光商品をですね、いろいろと提供できないかと、いろいろとやっておりますし、私もやはり伊勢から、このルートを通っていただいて紀北町へ来ていただく、そうすると必然的にやっぱりマンボウにも訪れますし、そこから情報発信して、いろいろなところへ行ってもらう、これはもう素晴らしい提案だと思います。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

是非ですね、私はもうこれをゴールデントライアングルとって、30年来言っておるんですよ。あの高速道路、伊勢、志摩とね、レク都市、この三角。本来、高速道路は紀伊長島で終りだったんですよ。ご存じでしょう、それは。ご存じでしょう。一旦止まったんですよ。そのときに私は建設省へ、実は延伸を陳情に行く一員として加わりましたが、そのときに、当時の建設省の課長は、地図の上で尾鷲まで行ったって、この地図の上で1cmやと、いいでしょう、もうって、建設省の施設がある紀伊長島で終りにしましょうやと言ったんですよ。そういう認識はありますか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

その当時のことは存じておりませんので、認識もございません。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

本来、そういう流れの中で、どんどんどんどん今のミッシングリンクの問題になってったんですよ。本来なら建設省の施設のあるここで終わりだったんです、紀北町で。まあそれはよろしいですわ。是非ひとつ、積極的にお取り組みいただきたい。もう手遅れになるかもわかりませんよ。検討しますでは駄目なんですよ。

それで3つ目は、国道422号、幸いにして、昨日、玉津議員が発言されて、私は大変嬉しゅうございました。この南北縦貫道の取り組みは、私どもが旧宮川村領内から赤羽まで、歩いて山越えして道をこの盛り上げを図った。そこから南北縦貫道の期成同盟会が進行してきた。ただ、私、昨日、驚きました。いつのまに、この促進同盟の議会側のポストを3を1に減らした。誰が減らして、町長賛成したんですか。あなただけとは言いませんよ。前任町長含めて紀北町は議会のポスト、正副議長、それと常任委員長、3つ促進同盟に席があったのを、今年から1人やというじゃないですか、議長、誰がこんなことしたんですか。当町は賛成したんですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

経緯につきましては、担当課で説明させていただきますが、賛成したことによって、そのような規約になって、今、議会関係が1名ということと認識しております。

18番 北村博司議員

誰が提案して、どういう理由で賛成したんや。そんな馬鹿げた提案。

平野倅規議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

これにつきましては、平成23年の7月4日に総会が行われております。その中で、規約の一部を改正するというごさまでございまして、内容につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、構成員を議会の正副議長及び担当常任委員長を、議長に改めるというものでございまして、総会におきまして承認をされております。ちょっと事務局とのほうともお話

はさせていただいたんですけども、やはり議会の中で3人が出るということは、大変日程調整も難しいということは伺っております。以上でございます。

18番 北村博司議員

賛成したんかどうか。うちは賛成しておるの。賛成したんやね。うちの議会代表も賛成したんやな。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

異議はなかったと思っております。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

私はですね、この促進同盟のメンバーになったときに、書面決議で総会開かなんだんですよ。誰ですか、こんな。私が出ると不都合なんですか。そういうことになりますよ。私が委員のときだけ開かなかったんですよ。だから、私は書面決議に対して全部反対した。よろしいか、開かなんだんですよ。しかも、これは違法行為です。総会、書面決議の前にもう予算執行しておったんですよ、一部。だから、私はそれを指摘した。何の返事もなかったけどもね。握りつぶされたけどね。これは紀伊長島と宮川村がスタートさせたんですよ。議員が議会から3人も出るのは多いというのは、どういう発想ですか、町長もそう思っておりますか。

で、何のために書面決議、私を外すことが、そんなに重要なんですか。あなたに責任ないと思いますよ。誰ですか、そんな発想したのは。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

ちょっと誰がということは、よくわかりませんし、北村議員を外すためにですね、そういうことをしたとは、私は到底考えられないんですが、諸事情、日程調整等のこともあったのではないかと思っております。そういった意味で、今の活動状況からみて、いろいろな議員の方、3名の日程調整していただくのが、大変難しいのではないかとということで、こういう今の現構成になったと思っております。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

宮川村の故人ですが、山本泰助村長は、高速道路の計画路線、整備路線に上がってきたときに、この会議で、我が村としては高速道路のアクセスは紀伊長島にしたいと、はっきり言ったんです。そのために魅力づくりのために、赤羽と大杉谷の間に、魅力的な構想をいくつも出したんですよ。日本最大級の動植物公園とか、びっくりするような、あの方らしいけども。そういう認識ありますか。

かつてですね、合併協議を申し入れたことあるんですよ、宮川村に対して。それぐらい姉妹都市状態だったんです。お互いに毎年議会が交流し、お互いの祭りに出かける。今、招待していますか、交流していますか、大台町と。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

大台町の町長にはですね、大変、町長歴も長いもんですし、この南北縦貫道の会長でもございますので、いろいろなことで、町村会等でもですね、親しくご指導いただいているところでございます。

直接的にですね、そういった交流というのはございませんが、ないと思いますが、私はその町村会でもですね、席も近くて、いろいろとご指導いただいている中で、いろいろとお話はさせていただいております。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

この南北縦貫道の計画が進むきっかけになった1つには、大杉谷のアマゴの養殖、あるいはワサビ田、それからこちらの長島の魚に大杉谷のワサビが、生ワサビがよく似合うという、それでアマゴとイワシの交流会というのが、両方の商工会青年部で設立されたんです。よろしいですか、宮川村の人たちは、長島の魚が真っ先に水揚げされると、すぐにあの谷筋へ車で売りに来てくれるんで、わしらは新しい魚は自慢なんやと思っている。それで今年の大台まつり、誰か職員行きましたか、1人でも。行った人があったら、見に行きましたが、大規模なもんです。1万何千人という人が集まる。誰か行きましたか。把握していませんか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

行かれたのは、ちょっとあとでいれば手を挙げていただきますが、私は昨年に行かせていただきまして、しっかり見させていただきましたんですけど、事前にスケジュールがですね、重なっておりましたので、大紀町の町長には事前にお断りのお話をさせていただいて、行っております。ですから、1回目で見えていますので、規模とかですね、思いは十分わかっているつもりでございます。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

大変目立っておったのは、港市協会の出店です。つまり民間サイドでは、それは町長と同じ名字ですか、あそこの町長。尾上、兄弟じゃないと思うけども、大変やっぱりそれを自慢にしてくれるわけですよ。親近感非常に持っている。うちはあんまり親近感、今、誰も行かないというのわかるじゃないですか。この仕事で行くというより、個人で行ってもよさそうなのに。私はこういうことでは422号、南北縦貫道は進みませんよ。もっとやっぱり、お互いに親しみを持って、議会同士も残念ながら今なくなった。1年おきに相互に行って、向こうの蛸まつりも行って、向こうは燈籠祭に全員、こちらへ招待してという形でやっていたんですが、これでは大変嘆かわしい。よろしいですか、紀伊長島インターチェンジは、260号、422号接点なんですよ。歴史的に。すべての道は紀伊長島インターチェンジに通ずなんですよ。もっとやっぱり総合的な視点でやらなアカン。422は農林やろ、商工観光、422のあっちさ、ごめんなさい、広域基幹林道は、野又越え。422が進みませんから、代替の道路はやってて、ちょっとこれ聞くの忘れた。16年災害で50箇所ぐらい、私は、山腹崩壊したと聞いておるが、皆、復旧したのか。それから開通目標はいつになっておるのか、お答えください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

担当課より答えさせます。

平野倅規議長

協農林水産課長。

脇博彦農林水産課長

平成16年災の災害復旧につきましては、平成18年度中におきまして、すべて完成しております。現在、野又越線はまだ、当初、平成20年ごろに完成予定だったそうなんですけども、現時点での完成予定は、平成28年度というふうに聞いております。しかし、これもまた延びる可能性があるのではないかというのは、宮川村のほうはトンネルはまだ掘ってはないんですけども、もうトンネルのどこまで開通しております。しかし、今回、12号の台風で、また法面崩落とか林道の滑落がございましたので、平成25年度ぐらいからしか、また野又越のその工事が始められないという状況だというふうに聞いております。以上です。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

時間がまいったようですので、とりまとめたいと思います。

よくストロー現象とか、通過されるとか、私は仕掛けさえ間違わなければ、ここは集中する立地なんです。今の 422号、一部は野又越線がそのまま使われるでしょうけども、青山、それから名神、大阪、あるいは伊勢志摩から来る 260号、普通に紀勢自動車道を通して来る。皆、集中するんですよ。こんな立地の素晴らしいところは、あとは熊野かな。熊野は奈良県からも和歌山からも大阪からも来ます。その双壁なんです。大変失礼ですが、尾鷲市とは立地条件が全く違うんです。自信を持ってすぐにやってください。いかに、この立地条件の良さを、そのポイントになるのは片上池のマンボウです。ここに人さえ集めれば、これから町内にずっと広がられます。その辺のプロジェクトチームあるのかないのか知らんけども、どっかの、ああ、あれはあっちの課、ああ、あれはこっちの課やて言うとならずに、民間のチームを総動員して、尾鷲市はまだうちよりは優れておるのは、この道の駅の検討会議でも、民間の人間でやっておるんですよ。商工会議所とは別個に。それで議会といろいろ議論がありますけれども、非常に専門的な学者も動員してやっています。うちは思いつきみたいなことしか、どうもやらん。もっと知恵を結集してください。

その辺の順番的に副町長から町長、お二方の意欲をお聞かせいただいて、一般質問を終わりたいと思います。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

議員、言われるようにですね、私も東紀州の北の玄関口ということで、当然、三重県全体から見ても重要なポイントだと思っておりますし、今度、インターも長島について海山ということ、2つもインターができるということで、これまた大きなことで、この回遊性さえ確保すればですね、日帰り観光じゃなくて、宿泊観光、海山にも寄って長島に寄る。長島に寄って海山に寄ると、で、先ほど議員言われるように伊勢、志摩、特に志摩方面から長島、非常に近こうございますし、そういった点でもですね、非常に可能性のある地域だと思っております。銚子川の魅力アップ、そういった観点でもってですね、取り組んでいきたいと思っておりますが、この1年間が大変重要な1年だと思っております。特に夏場の観光が中心だったんですけども、でき得ればですね、通年型の観光のほうに拡大していきたいというような方向性を持ってですね、取り組んでいきたいと思っております。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

副町長がですね、お話していただいたんで、私としては決意としてですね、議員おっしゃるように、これからの高速道路延伸に向けて、全庁挙げてですね、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくご支援、ご理解よろしくお願い申し上げます。

18番 北村博司議員

終わります。

平野倅規議長

これで、北村博司君の質問は終わりました。

平野倅規議長

なお、10時40分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 26分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午前 10時 40分)

平野倅規議長

次に、6番 入江康仁君の発言を許可します。

6番 入江康仁議員

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従って12月議会での一般質問をいたします。

最初の質問は、東日本大地震を教訓にした防災対策についてでございます。

質問を行う前に尾上町長に一言申し上げます。町長に自覚していただきたいのは、政治家というものは、言葉については責任を負うものでございます。質問に対する答弁等に使う言葉には責任が伴うものであります。責任を持たない答弁や言葉は、答弁として認めることはできないし、政治家としての資質がないものと考えます。また、言葉の一貫性を持っていないければならないものだとも思っております。町長の答弁には、その場限りの言葉や一貫性のない答弁が多すぎるように思いますので、気をつけていただきたいと思います。これは、この行政放送を見ている、大変、多くの町民からの意見でありますので、あまり町民をなめないほうが良いかと思えます。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は、6月議会において、国や三重県が9月か10月ごろには、東日本大震災を教訓にした津波予想と津波想定値を出してくるだろうから、その前に紀北町独自の津波予想を想定した津波想定値を出し、防災指針をつくっておくように提案をしたが、どのような防災対策指針ができたのか、ご答弁をお願いいたします。

また、危機管理に対しては、担当課や職員に対して、どのような指示を出したのか、答弁をいただきたいと思えます。

あとの通告に従っての2つ目の紀北町条例と実務行政について、また、3つ目の損害賠償については、このあとさせていただきます。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

入江議員のご質問にお答えいたします。

まず、町独自の津波予想を想定した紀北町独自の防災指針をつくってということなんですが、議員もご承知のとおり、国の被害想定は平成24年7月ごろ、また、このことを受けて、三重県で平成25年3月ごろの策定予定と伺っております。

本町といたしましては、本町独自の津波被害想定を策定する場合、国、県との整合性、あるいは予算的にも大変難しいところもございます。しかしながら、早急な避難路等の整備を図る必要があることから、6月議会定例会におきまして、自主防災会等からの要望に対しまして、事業実施における優先順位の考え方を申し述べさせていただきました。

その基準といたしましては、より早く、より高くをモットーに、住民の命を守るべく、児童生徒などが安全で安心して避難ができるように避難路の整備を進めたい。10分以内に避難路に到達できるよう整備したい。避難路整備にあたりまして地権者等の了解を得られたところから、スムーズに事業が実現可能なものを整備していきたい。そして条件を付け、整備を行うということといたしました。

このようなことから、本町の防災対策は、まず、できることから実施し、その初めといたしましては、一番大切な住民の皆さんの命を守るために、各地区から要望があった避難路整備や小規模修繕を積極的に進めてまいりました。

また、町指定の緊急津波避難所や地区の要望のあった箇所に海拔シールを貼り、自分が今どれだけの高さにいるのか確認できるようにし、町民、来訪者を問わず誰もが、避難路、津波来襲時の緊急避難場所等が確認できるように、誘導看板等の設置を実施しているところでございます。

さらに、三重県が10月に発表した津波浸水予測図、速報版でございますが、今後の参考にしていきたいと思っております。また、危機管理へはですね、やはり住民の地域の自主防災会や自治会との連携を十分に図ってですね、できることからやっていただきたいと、なるべく予算化されたものも早くですね、事業化するようにということを指示いたしております。以上です。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今の町長の答弁でですね、県は24年ですが、国は25年というような指針を出してくるのが、

その時期だという答弁でございましたけど、私は、その6月に言ったのはですね、町長、とにかく国や県が出してくる前に、町独自の、その津波の予想値などを出してですね、国や県が出した時点にはいち早くその紀北町の津波予想、津波想定値を想定した防災対策、また、指針を出してすぐに、その予算的なものもあるから、すぐにそういうことにとりかかるように、つくっておくべきだと。

そして、今回の津波予想図は三重県が出しましたね。それに関しても三重県からも、その地域地域の特性もあるから、地域で出しなさいという指令も出ておると思います。まさしくこれはですね、6月に私言ったことを、先取りして私が言ったようになるわけですが、そういうようなね、やはり、あなた紀北町のトップとして、また、紀北町の全町民の生命・財産を守るべき立場としてですよ、あなたがいかにどのようなリーダーシップ、また考えのもとで、それじゃあ職員、また担当課とどのような話し合いをしたか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げましたようにですね、国や県の想定がございます。しかし、想定がですね、どういうものが出るにしても、今、生きていてこそということですね。これも以前お話しさせていただきましたと思う。人が死なないためにどうするかということですね、まず、そういったものの緊急避難路の整備をやっていきたいということで、今、例えば想定が8mと、河口口ですね、赤羽川の出ております。そういったことも含めてですね、高さ20mの位置まで逃げられるような避難路の整備をということでですね、指示しておりますので、まずは逃げるということをやっておりますので、想定が今、8mが10mになってもですね、大丈夫なような部分での避難路整備をやっていきたいということで、取り組んでいるところでございますので、想定は想定に非ずというような、今回、東日本大震災もございましたので、できるだけ這ってでも上へ上がれるようなところに逃げていきたいということで、そういう方針でこの予算化等もさせていただいております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではその今回の予算化させていただいておるということですね、この防災にかかわ

る予算はどれほど出しています。今回の補正予算、全体でね。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

全体につきましては担当課のほうから、予算のほうですので、説明させていただきます。

平野倅規議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

お答えさせていただきます。災害対策事業費といたしましては、6月、9月の補正予算です。1億335万9,000円でございます。失礼、そうですね。6月、9月の補正予算では9,035万9,000円でございます。内訳といたしましては、地震津波災害避難路等整備事業費といたしまして7,217万7,000円です。

それとですね、それ以外の危機管理課の災害対策費といたしまして1,710万2,000円、教育委員会関係の防災対策といたしまして1,080万円です。以上でございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃね、町長、確か自主防災会からの要望ですね、避難路、避難施設に対する。小規模のまた修理ですか。そういうような中で、当初206件と言われておったのが、ちょっと増えて7件ぐらい増えたんですか、213件ということですか。となったんですね。それでいいですね。そういう中でですね、それじゃあ、その要望の中の、どれぐらいの要望件数が消化されておりますか、この予算の中で。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

担当のほうから答えさせます。

平野倅規議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

まず、直結しますですね、早急にやらなければならないものがですね、6月補正予算の中

で小規模修繕として12箇所、9月補正の中でも12箇所、合計24箇所の整備がされております。

それですね、現在のところ22箇所がもう完成して、今、工事中が2箇所残っておるということでございますけども、ただ、もう工事のほうもすでに終了に近づいてですね、あと、もう請求を受けるだけというふうな、完成を検査するというだけのことになっております。

そのほかですね、議会のほうでお認めいただきました工事請負費のほうもですね、着々と進んでいるところでございます。以上でございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

あのね、町長、この自主防災、またこの防災に関する対策に対してはですね、あなたがやはり町民の生命・財産を守るという中でですよ、この自主防災会の要望に対しても、あなたがトップとして、そのリーダーシップをですね、最大限生かして、担当課、またその職員に任すんじゃなくて、それを現実にこことここをやれというのが、普通の行政の立場である、あなたの立場じゃないんですか。そこのことのちょっと考えを。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりでございます。ですから、リーダーシップをとってですね、私、これ陣頭指揮でですね、現場もすべてを、ほぼすべてと言います。すべてではないところもありますので。見せていただきながらですね、やっておりますし、指示のほうもですね、直接私が担当課に指示をいたしております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃなぜ、あなた答えられないの。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

細かい資料はですね、手持ち資料がないので、記憶の中でですね、うろ覚えをするよりも、担当課がしっかりとした資料も持って、そういった準備をいたしておりますので、担当課の

ほうから答えさせたということでございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

先ほど町長はですね、より早く、より高くね、いろんなスローガンを述べましたが、その行政としてね、その立場として、町民に対しての責任範囲というのは、どのように考えてます。より早く、より高くはよくわかるんですけど、それに対する行政の立場上の責任というのはどういうことなんですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

行政の立場上の責任って、大変難しい質問だとも思いますが、やはり自助、共助、公助ですね、その中での公助をどうやっていくかということが、行政としての責任ではないかと思っております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

私はね、この行政の立場というのは、私なりに考えて、私はその立場になったときの考えとね、今回のこの大震災を教訓にして、早急にやらなければならない現行政のトップとしてのね、その責任の重大さが痛感されます。

そういう中においてはですよ、当然、この213件の自主防災会からの要望に関してはですよ、この紀北町の町民の生命・財産を守る立場として、一番大事なこの重責ですよ、責任の。その中においては、今、自助とか共助とかいろいろ言っているけど、そうじゃなくて、その町民自身が、私は今回ね、この東日本が起こったような規模、また来るだろうと言われている東海地震、東南海地震、南海地震の3連動の地震に関してはね、私は生きてこそ、防災は生きてこそと、先ほど町長も言われたけど、死者がゼロということは絶対不可能だと思います。しかし、その中で、行政はここまでやってくれたと、防災対策に対して避難路、避難施設をもう十分に尽くしてくれたと、あとはあなたのいう、より早く、より高くを自分で行うように、やるようにして、その避難路、避難施設の確立を早急にやるのが、町長、あなたの立場であり、責任だと思うんですが、そのところはどうか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

議員の言われるようにですね、やっぱり行政でしかできないような部分が多々ありますので、それを一刻も早く進めていくことが、やはり我々の仕事だと思っております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

行政の、ただやっていかなければならないって、どういうことですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

今、議員がおっしゃったようにですね、避難とかそういった逃げるための、生きていてこそ、死なない防災です。そういったものに対して、やっぱり避難路をつくったり、そういった今213ですか、要望していただいているものを、今6月、9月も補正させていただきました。その中には防災倉庫の問題等もたくさんございまして、それらは一律にですね、できましたら3月に予算化させていただいて、議員の皆様にお認めいただきたいなと考えているところでございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃあね、その自主防災の要望の中でのね、その町長がいつも言う予算に関してとか、できる順位とか、いろんなことを言ってますけど、私から考えれば、この要望に対して順位をつけるということは、その地域の人たちの命の順番を決めておるように思うんですね。それでは私は行政じゃないと思います。私は以前も言うたように、財政出動してでも、合併特例債を使うてでも、この206件、あの当時は206件だったと思います。すぐにやるべきだと、そういうような提案をさせていただいたが、そのお考えはどうですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

順位をつけるということではございません。これも以前に答えさせていただきました。6月、9月の中で。できるところからやっていきたいということでございます。ですから、自主防災会とも話しましてですね、できるところから予算化して、地権者等の了解を得られるところからやっていくということでございますので、そういった意味では、担当課も地域に入りまして、そういったお話をさせていただきながら、できるところを、その中でも、やっぱり地域の中で、ここ先にしてくださいねというような問題があって、地権者の了解を得ているところは、今ですね、6月、9月の予算化させていただきながら、やっているところでございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

あのね、私は順位をつけるということは、あなたが答弁で言っているから順位ですよ。順位ということを使ったから、私は言っているんです。それをそんなこと言ってないというのは、だから私は言葉のね、一貫性を持ってくださいと言っておるんですよ。

そして、私はやる中においては、この206件でもいいんです。早急にやるということと、地権者と話し合いをやるということも一緒のことなんですよ、ね。あなたの言葉には、そういうような屁理屈というのか、ちょっとしたね、言葉を絡ますからおかしくなっちゃんですよ。私は地権者の話するのも、やるという意味の中でのことでしょう。

それじゃ地権者の話し合いをしなければならない箇所は、どんだけあるんですか、206件のうちで、213件ですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

地権者とですね、そういう問題では、早急にやるということではですね、何ら議員とお話していることに差異はないように思うんですがね、私。

6番 入江康仁議員

答弁なけりゃ。地権者と話し合いをするとかどうとか言ったから、その地権者と話し合わなければならないのはどんだけあるのというの。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

答弁不足です。そういったところは実務的にやっていただいておりますので、担当課のほうでどの程度か、今の現状をお話させていただきたいと思います。

平野倅規議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

自主防災会からですね、要望事項にあった中ですね、道路の新設というのが45件、以前にも議員の皆様には配らせてもらったと思うんですけども、それと避難路再整備ということで、58件ございます。ところがですね、これが今のところ申し訳ないんですけども、この。

6番 入江康仁議員

課長、地権者との話をしなければならない箇所、課長はどんだけ213件のうちに、どんだけあるかということだけ教えてください。把握しておるんでしょう。

五味啓危機管理課長

ちょっと数字のほうあれなんですけども、この中でですね、該当の海拔表示とか、そういうのがございますので、主にですね、その道路の新設と、避難路の再整備ということでございますけども、ただ、数字的には何件というのはですね、ちょっと今のところ手持ち資料ございませんので、申し訳ございません。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長の答弁ではね、地権者との話し合いをしなければならないと言っておるんだから、当然、把握しておるんじゃないですか。

そして、当然もう、10カ月以上になるんですか、そういう中で大体の箇所に対しての、その地権者とのまじあう、話をしなければならない箇所は、大体把握しておるんでしょう。そこを教えてくださいと言っておるんです。

平野倅規議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

以前にですね、防災問題特別委員会の中でですね、資料を配らせてはもらったと思うんですけども、この中で数字はですね、示させてはいただいておりますけども、ちょっと今のところ

ろ、積み上げ等はありませんので、えらい申し訳ないです。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃね、当然ね、町長が地権者との話ということで出した以上ですね、担当課からそういう話も聞いているんですか。聞いておるんですよね、当然。じゃ担当課が今わからないということは、どういうことの中から、あなたは地権者の話が出たんですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

これはですね、そういった話もあります。現実には地権者が反対しているとか、そういう問題ではなしに、地権者の方と話しながらですね、進めていかなければいけないというのは、これはもう当然のことだと思います。

それと、話についてはですね、地権者でそういう、いわばですね、何箇所かですね、そういう話も伺っておりますが、この議場でどこどこ、どここと言うわけにはいきませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

何にも難しいことないですよ。そんなら1つの例としてですよ、西長島の岡ノ山には周囲から、私は周囲の住民からですね、あそこの地権者はこうこうこういう方々おると、しかし、避難ができるというんだったら、皆、協力すると言うておるという話も聞いてますよ。だから、そういうことの中でね、あなたが地権者と言うんだったら、そういうような話をした経緯はあるんですか、何件あるんですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

自主防災会の中とですね、話し合う中で、自主防災会にも入っていただきながら、話し合いをいろいろしていただいてやっております。今、議員が言われた箇所等につきましてもですね、そういったいろいろな話があって、あそこは今、岡ノ上もありますけど、県が治山事

業の中で、きちっとした避難路も付けていただくという話もしていただいておりますので、それらの様子を見ながらですね、きちっとした避難路についても、県のほうに要望しておりますし、治山の話し合いがつけば、そういうことで避難路を付けさせていただくというお話も伺っております。

そういった部分とかですね、土地がですね、やっぱりその避難路に至るまでの土地が狭いとか、そういった話もいろいろと伺っておりますが、ここで列挙するわけにはいきませんので、そういった話の中には私も入りまして、こうしたらできないのかという話はさせていただいていることは事実でございますので、その点だけご理解願います。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

要はね、この町長、あなたは自主防災会が入っていただいたとか、そうじゃないんでしょう。私が言っておるのは自主防災会から出た要望に関して質問しておるんだから、それに関してどうですかと言っておるんですよ。それを、その中で私はこの213件を、財政出動してでも早急にやらないかんことじゃないかと、補助金がもう出るのは遅いんだったら、町単独でやってもいいよと、いうぐらいのことを提案させてもうておるんですよ。それを今まで、こんだけね、どんだけなの、これ。10%もいってないような、10%弱ですか。こんなことで紀北町民の、もうすぐに来ると言われる東海地震とか東南海、南海の3連動の自然災害に耐えられるんですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

先ほどから言いますようにですね、自主防災会の要望につきましては213件と申し上げましても、ソーラーの問題とかですね、防災倉庫、そういった問題もたくさん入ってます。また、軽微な手すり的问题も入ってます。こういったものからすれば、今言ったのは小修繕の部分かな、20何箇所なのね。小修繕の部分でございます。そういった部分では、議員ずっと皆さん歩かれたかとわかりませんが、私もいろいろなところへ行って見せていただきますと、一応、要望の部分の手すりとか、そういう基礎的な足固めとかですね、そういった細かいものも入ってますんで、そういったものについては、相当進んでいるのではないかと考えております。

それで213の中にはですね、海拔表示をしていただきたいとか、そういったものも入りますんで、それはもう随時やっているところがございますので、それらはですね、町で勝手にどんどんやるんじゃなしに、やっぱり地域に住む方との話し合いの中で、ここをやっていくよと、もちろん一斉にですね、はい、ここもここも全部やろうというわけには、なかなか難しい部分もございますので、できるところから自主防災会と話をしながら、させていただいておるとというのが現状でございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そのできるところからと順位と、また話をすり替えて、できるところからというのは、どのような基本をもとに言っているんですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

どうも私の意図も、しゃべり方が下手なんではないかな。できるところから相談してですね、できるようなところからどんどんやっていって、今、小修繕というものも議会の皆さんにですね、お認めいただいて、そういった20万円、30万円のところはどんどん出してきなさいということで予算化もして、認めていただいております。

またそれと、大きな金額なんですね、どうしても日程的にかかりますんで、今、まだ姿が見えてないところがたくさんあるんですが、そういうところでやっていただいております。それと、また自主防災倉庫の中でもですね、各自主防が積極的に町には要望したけど、ここも付けていくんやということでやっていただいております。そういったこともですね、随時動いておりますから、その中でどうやっていくのかということを、いろいろとお話させていただきながら、やっているということでございますので、お話の中でここやりましょうよとか、そういったことをできるところからやっというじゃないかというのが、今のスタンスでございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

まあちょっと、私の意見も、質問もちょっと、もうこっちもね、ちょっとおかしくなっ

くるように思うわ、あんたの答弁。要は避難路、避難施設って、避難倉庫というのは避難施設にあたらないうですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

要望、要望の中にはですね、防災倉庫も入っております。

6番 入江康仁議員

それは何になるの、施設じゃないのですかというの。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

議長、立ったまますみません。こう私語のあれは駄目だと言われておりますんで、あれですけど、それは防災倉庫も要望の中には入っているということでございます。

6番 入江康仁議員

そういう意味じゃないんさ、防災倉庫とは、あんた言うけど、防災倉庫というのは、僕が言っている防災施設に入らないんのですかということをおるの。答弁不足やもんで、議長、すみません。

平野倅規議長

町長、ちょっとそのこと答えてください。

町長。

尾上壽一町長

自主防からの要望、防災倉庫もですね、その防災のために必要なものであるから、防災用の施設だと思いますけども。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そうでしょう、防災施設になるんでしょう。もう関連してと、もう施設というのは、そんなら町長、基本的から聞きます。あなたはこの防災施設というのは、どういうもんが詳細にちょっと教えてください。そして質問ちゃんとしてますわ。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

今、避難路どころじゃなしにですね、防災の指定をしていますよね。70何箇所。

6番 入江康仁議員

いやいやそうじゃなくて、施設はどういうようなことを考えておるんかと、僕は倉庫は当然防災施設やと考えておる。

尾上壽一町長

施設というものをですね、規模の問題ですよね。だから私は施設ということ、防災関連のことを自主防に要望していただいて、防災関連の中には、そういう防災倉庫も入るし、防災関連、答弁といたしましては、防災関連のことをですね、自主防災会からいただきました。その中に津波シールもございますし、ソーラーもありますし、その防災倉庫もあるし、避難路もあります。それらを防災関連ということで、これが施設だから、これがシールだから、防災施設じゃないよとか、そういう問題ではないんですよ、私からすれば。

だから、そういった意味のものを全部いただいたものを、今、整備しようとしている。だからその施設や倉庫やシールやという区分は、私はしておりません。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それはあんた、質問するほうも困るよ。シールや倉庫とか、どないして区別していいんですかと私言うておるんさ。だから、関連やったら関連でいいんですよ。皆、関連だから。

施設はその中の施設はですよ、ソーラー施設とかいうんでしょう。ソーラー施設とか、倉庫も施設でしょう。そこのところちゃんと答えさせてください。シールは施設じゃないんでしょう。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

施設といえばですね、そういうものが入るということですよ。今、議員がおっしゃったようなことをね。そやけどこの要望がきたのはそうだというだけで、施設は確かにいろいろなものを設置してつくったり、そういうものをするものでございますので、そういうものを施設と呼びます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

昨日の瀧本議員の質問の中で、いろんな提案、議員からの提案や具申があればね、受け入れていくということをおっしゃったけど、この私は6月に質問してからですね、課長会とか、いろんな招集をしたり関連の担当課と、どのような会議、また内容の話をしたか、ちょっと課長会も招集してやったのか、また、プロジェクトチームをつくってやるようにしているのか、ちょっとそこの方針を聞かせてください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

防災対策のそういったチームをつくりましてですね、いろいろと関連の関係各課とやっておいてですね、いろいろもうお話はさせていただいております。

それと、提案もですね、もちろんいろいろなことがあればですね、こちらで提案いただいたものをできるかできないかとか、そういったものを精査しながらやっていきたいということでございます。

ちなみに、防災減災対策チームというものをつくっております、私と副町長、危機管理、支所の総務、建設、財政、学校教育、これらが集まって協議して、ソフト面も含めてですね、子どもたちの逃げるとか、そういう防災教育も含めて会議を行っているところでございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

大変、いいプロジェクトチームをつくってますよね。それは是非、実現するようにしてほしいんですけど、その中で先ほど言ったように、この213件に対しては、町長、財政出動してまでね、合併特例債を使うてでも、私は7、8億円でできると、その中の70%は返ってくるんだから、2億某の負担でできるわけですよ。これは2億某の大きな金額のように思うけど、金額は。紀北町町民ね、皆、あなたが言うように、生きてこそ防災だというのだったら、安いもんじゃないんですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

高い、安いは別として、必要なものだと思っております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

高い、安いというね、またそれも、私もこれちょっと取り消しますわ。必要なものと。そやけど、その中でね、その予算としては少額な予算で、人の命を救えるということは、いいんじゃないですか、どうですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

全くおっしゃるとおりです。やる気はあります。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そういう中で、それをそんなら信じて、もう当初予算にはそれを信じておりますんで、是非、盛り込んでいただきたいと思います。

そして、先ほどのちょっとプロジェクトチームの中で、教育関係の話も出ましたんで、その教育関係に関してはですね、教育長、また町長と答弁いただきたいんですけど、要は石巻の大川小学校の悲劇を教訓にしたですね、避難訓練、避難路、避難施設の計画は、しっかりしているのかと。

また、責任を負わなければならない立場にいる、先生や職員の立場を考えているのか。特に裏山抱えている海山区の引本幼稚園、引本小学校、紀伊長島区の西小学校、東小学校、海野小学校等々が悲劇が起こった大川小学校と、地理的環境をある程度似てるが、どのように考えているのか、説明をお願いします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

学校のことで、教育長からもお話があると思いますが、先ほども申し上げたように、児童生徒がですね、安心して避難できるようにということで、一生懸命取り組んでいるとこ

ろでございます。そういった現状につきましては、教育長のほうからでよろしいですか。はい、お願いします。

平野倅規議長

安部教育長。

安部正美教育長

議員、おっしゃった件なんですけども、今、各学校ですね、避難訓練は以前よりも相当回数を増やし、そして試行錯誤しながら1回やってみて、その結果どうやった。いやここはやっぱり改良しようというようなことで繰り返しながら、改善をしながら避難の仕方も含めて、現在やっております。以上です。

6番 入江康仁議員

あと、避難路の拡幅と避難場所も。

安部正美教育長

その辺につきましても、できるだけ近く、できるだけ高いところへということで、きちんと各学校とも避難路、それから避難場所、しかも学校によって避難場所も複数で考えており、実際、避難訓練もそのとおりやっております。以上でございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、その避難路のことですけどね、これは引本小学校、引本幼稚園の裏山ですね。これは小学校だけではなくて、町長、学校関係、教育関係だけじゃなくて、地域のその周辺の津呂町ですか、本町、仲町、また松島地区の方々の避難場所にもなると思うんですね。そして当初はあそこに置いてある古い墓石の撤去を申し入れたが、町長は、その墓石を取ることに関しては、この墓石を1つ取ってしまえば、ほかの紀北町全体の古い墓石を撤去しなければならないというような、答弁をいただいたように思うんですが、そういう考えの中でね、あのままに置いた場合、あの後ろは避難路の拡幅と、あれをせんならんわけですね、引本の。

その中において、あの積み上げた墓石はですよ、何も無いとは現状で積み上げてます。しかしですよ、あの東日本の大震災、それに近い3連動の地震がこの東海沖で起きると言われているんです、紀州半島の沖で。そのときに、あの積み上げた墓石がそのまんまであると思っておるんですか。どういう想定のもとで、そういうような答弁をしたんですか、町長、そこをお聞かせいただきたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

あの墓石の問題はですね、もう以前にもお話をさせていただきました、議決をいただいたということは、議会の了解も得たと私は理解しておりますが、議決いただいた。あの避難路の説明をしていただきまして、議決いただいたということはですね、その避難路のつくり方にご賛同いただいたと、そのように思っております。

そしてですね、すべての墓石を撤去、私は墓石というイメージではなしに、あのときも避難路をつくる障害物となるものは撤去させていただいたうえで、させていただくということで説明をさせていただいておりますので、それが墓石であろうが、大木であろうが、木であろうが、そういうものは避難に支障があればということでさせていただいております。

また、その墓石の高さ等につきましてはですね、技師とも相談しまして、大丈夫なレベルまで撤去すべきもの、例えば、危険な部分は撤去させていただくというものでございまして、全量撤去という話ではございません。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そのね、私が言っておるのは、その地震が起こったときに、あれが避難路をね、崩れて、避難路を妨げるような障害物になるよということ言っておるんですよ。

そして、なぜ引本の裏山のですね、その障害物になるのを取れないか。私は町民の皆さんに言ったのは、一旦、これはもう緊急を要するから、町で独自で取らすと、しかし、そのあとから出るものは、もう地区で必ずお金をいただくなり、処理はしてくださいよと、もう置くようなことはしてくれないでという条件のもとで、取り除くからという約束をして、私は町長らにも具申したけど、あなたはあそこを取ると、ほかの紀北町の墓に置いてある古い墓石を取らなあかんようになるから、取れませんという答弁やったけど、そこなん、そこをどう考えます。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げましたようにですね、墓石は、その避難するうえで危険な部分は取らさ

させていただきます。しかし、危険ではないと判断されるようなものを、全量撤去となるとですね、そういう要望がくれば、あくまでも今やっているのは避難路整備です。だから子どもたちが避難できるように、それは技師がですね、これだったら大丈夫だろうと判断をしました。その規模が、地震の規模が直下型とか、津波を誘発するような海溝型、それぞれによっても違うとは思いますが、そうなることですね、今つくっている避難路も、これ以上のものが来たら、山が崩れるんじゃないか、そういうことを話し出しましたらですね、何もできないような状況になってしまいます。

ですから、今考えるのは、死なない防災ということで、少しでも上に行く、それで整備しています。その中でもっと整備が必要だなと思えば、そこプラス、また地固めしたり、擁壁固めしたり、そういうこともやらなければいけないんで、そういうことはやりますが、今現時点、ここ、前も言いましたが、1、2年短期的にはですね、とにかく逃がす。命を守る。生きていてこそを中心とした避難路整備をしたいということですから、それに基づいてさせていただきます。よろしくお願いいたします。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

答弁は遅いと言っておるんで、ちょっとまたそのところあったら、また議長に言いますんで、よろしくご指導お願いします。

その中でですね、あなたの言っておることは、そのいろんな想定をする中で、何をやるんだということの中で、皆を考えておったらできないから、こうするんだと言っている。そんなんやったら何を想定して、何を基本にやっておるんですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

だからですね、一個、一個、その場所、その場所の、その避難路の性質というのがあると思います。だから全体の論議も必要ではございますが、一個、一個、その地域に見合って、今地域が直ちに必要としているところはですね、地域の自主防の皆さんの話も聞きながら、やっているということで、一緒くたに話してしまえば、もう、じゃあ何がええのという話になりますけど、ほかの地域でもですね、これもやはり町だけが、その決定したわけではなしにですね、地域の自主防や、そういう地域の自治連合会の皆さんとも話して、こういう形で

よろしいですねということで、提案させていただきまして、それから議会の議決をいただいて、そのときにもご説明させていただいて、議決をしていただいております。ということは、ご理解もいただいたんではないかと思っております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃね、まず、松島地区と引本の今言われた津呂町、本町、仲町の方々の約署名人数200人あります、200人超。これをどのように考えますか。取り除いてくれということで。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

大事なご意見だと、200名の方が署名していただいているということは、大事なことだと思いますが、何度も申し上げますように、避難路としての安全性を確保したうえで、今、設計をしておりますので、それで施工してまいります。

それで、そのできた現状がどうしても駄目であれば、危険な部分だけを再度取り除くということも大事だとは思いますが、住民の皆さんの意見はですね、大変重要だと思っておりますが、どこまでというのはやっぱり技師とも相談しながら、やっていくことが必要だと思っております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長に言うても、ちょっと埒開かない。教育長と教育委員長、このね、やっぱり石巻の大川小学校はですよ、その大震災が来る手前でもあった。だからその当時から、もう先生方は裏山の避難路つくってくれということ、町行政に言っておった。しかし、それを何も手がけなんだとこへ、また震災が起きて、あんだけの悲劇が起こったわけですよ。ましてそういうね、今度は立場におる。先生あんたたちも一緒ですよ、これ。いる、まして現場にいる先生たちが、いかにあの光景を見て、これからの紀北町を担う若い子たちを亡くしてしまったら、これはね、責任というより一生ついて回りますよ。人間としてね、責任の痛感をしてね、それでもう石巻でもそうや、自殺した先生もおるでしょう。そういうことをなくするためにも、やはり今の町長のような答弁では、あの裏山の避難路は絶対避難路になりません。もっ

と教育のほうからも要請してね、この町長の考え方、このような間違っような考え方を是正するような意見も言うたってもらわな困ると思う。そこはどう思いますか。

それで、本当に今の町長の答弁でええと思ってますか。

平野倅規議長

安部教育長。

安部正美教育長

避難路の安全確保ということで危機管理課、あるいは町長ともお話をさせていただきました。そして特に墓石、特に引本小学校の件なんですけれども、今の状態ですと、非常に私どもも危険を感じておりましたけれども、その安全なように取り除く部分と、それから積み上げてある部分を低くして、そしてもう1つは、崩れてきても避難路のほうにはかからないような方策をとってもらえるというような話を聞きましたので、それとまた、区のほうもですね、それについて了解をしたというような話も聞かせてもらいましたので、教育委員会としても、安全確保ということには最重点を置いておりますけれども、今のところ、そういうところで教育委員会としては理解をしておるところでございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その区の人たちがどうしたと、了解したということはね、ないと思います。これ見てもらったらいけど、これは津呂町、本町、仲町、松島地区の方々の署名がありますから、そこを重点にまた考えていただきたい。

そして何よりもね、やはり子どもたちがきちんと行ける、余裕を持った避難路をつくっていただきたい。それはもうそっちからも、行政のほうにしっかりと要望して、早急にやるようにやってほしい。大川小学校でもそうです。時間がなかったから、ああいうことになった。だから意見を言うたときには、即それを実施していれば、ああいう悲劇が起こらなかったと思いますので、そのところしっかり、安部教育長どのように考えますか。

平野倅規議長

安部教育長。

安部正美教育長

議員のおっしゃるとおりですので、再度ですね、できるだけ安全、それから早くというように含めて、もう一度町長部局のほうへお話をさせていただきたいと、そういうふう

に思います。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

もう1点も、この防災に関しては終わりますけど、この墓石のね、6月に言ったときに、ここの引本の古い墓石を撤去した場合は、ほかの墓石も取らなければならんと言うたけど、今、その紀北町の墓地の中で、墓石を積んである避難路に関してですね、邪魔になるような墓石を置いている墓地は何箇所ありますか。何箇所墓地がある。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

私が把握しておりません。その避難路に、例えば相賀地区のようにですね、墓地があって、その裏のほうに避難路とかあるのは存じておりますが、墓石がその墓地を避難路を障害になっているというのは、私把握しておりませんが、そういうのは担当課も存じていないかも知れませんが、一度担当課にも答弁させます。

平野倅規議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

お答えします。大変申し訳ないんですけども、墓のところにですね、避難路で墓石が邪魔になるというふうなことはですね、ちょっと私も海山区のほうでは、ちょっと思いつきませんんですけども、完全な答えになってはいないと思うんですけども、そのようなことでございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

あのね、町長、あんたが6月の中で答弁をしてやっておる以上、当然、このような質問はくるだろうということで、あなたが把握するか、あなたができないんだったら、担当課に指示してですね、一回調べておけというぐらいのね、その町長、あなたの態度、また責務という考え方を持ったら、当然だと思いますが、どうですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

担当がですね、それを把握してないと、そういうことは自主防災会ともいろいろお話させていただいておりますので、そういった自主防災会からもお話がなかったのではないかと考えております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

こういう答弁してくるから、また言わんならんのさな、止めようと思うても、議長。あなたが言うたことだから、それを把握していけということ言うておるの、今度は自主防災が言うてこなかったら、私は関係ない、関係ないでしょう、自主防災は。私が言った質問でしょう。なぜ自主防災につながっていくの。もう大概にせな。だからあんたの言葉は一貫性ないのと、屁理屈が多すぎる。もっと真摯に答えてもらわな困る。そこのとこだけもう一回答えてください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

真摯には答えているつもりではございますが、その前にですね、私は今のところ把握しておりませんということは、お話はさせていただいております。そういう中で、再質問があったので、そういうことを答えさせていただきました。いろいろと議員ご指摘の部分ですね、今後、自主防災会といろいろ話をしながらですね、担当にもそういった部分も含めて、いろいろと勉強、研究するように指示をいたします。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

勉強、指示をするってね、別に勉強することはない。現場を把握したらいいことですから。その中で、次に2つ目の質問に入ります。紀北町条例と実務行政についてでございます。まず第一に、紀北町行政は日本の法体制のもとで、どのような仕組みの中での行政をするのか。また、紀北町の職員は何を基本に公務を行うのか、町長は、また職員に対してどのように職員としての教訓をしているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

職員にどのように教訓しているかということでございますが、公務員として、また、国民として法律を遵守することは当然であると考えております。

しかしながら、町民の皆様には、単に法律条例等さえ守れば良いという考えを持った職員を求めているのではないかと考えております。それはですね、法律や条例がつくられた背景や社会的要請なども踏まえまして、職員それぞれが、何をすれば町民の幸せにつながるのかを自ら考え、自立した主体的な職員であるべきとの考えであります。そのような職員が育つよう日ごろから職員への指導を続けてまいっております。

私は、このことを実現するため職員に対しては、すべては住民目線で、すべては住民とともにという言葉、真の意味で理解をしていただくことが、もっとも近道であろうかと考えております。

具体的に申し上げますと、まず、主権者であり、お客様でもある町民の皆様には、職員が今まで以上に挨拶を行うよう徹底させていただいております。さらには、町民の皆さんの真摯な声を、私の元に届けていただく方法として、議員からご指摘のあった、「みんなの声」を設置し、職員に対するお褒めの言葉やお叱りの言葉、ご提案をいただきながら、職員への指導と事務事業等の改善に取り組んでいるところでございます。

また、毎月開催している課長会議を通じまして職務執行等に怠りがないか、職員自らが常に「気づき」を大切にしよう訓示も続けているところでございます。

一方、職員それぞれが法に対する深い理解を得るための手段といたしまして、町村会が開催している法令実務研修に職員を参加させるとともに、町独自で初任者研修等を開催し、職員に法令遵守が、いかに重要であるかを徹底的に理解させております。

さらには、具体的な職務に有益な個別法の研修も行い、職員の条例や法令に対する理解を深めるとともに、法律等の判断や条例の制定、改正等が適正的確にできる職員を育成しているところでございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

ただいまの町長のご答弁はですね、職員に対してのいろんな教訓に関してと述べたように

思われますが、私が言っておるのは、基本的にね、町職員の業務は日本の法体制のもとでということになれば、やはり自治法と、地方公務員法と、町条例の中での法の中での縛られた中で、仕事をしているんじゃないかなと、職務を公務をやっているんじゃないかなという質問をさせていただいたんですね。そのとこちょっとわかりやすく、ちょっと説明してください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

先ほどお話させてもらったつもりなんですけど、法や条例等ですね、しっかりと守ったうえで、職員には仕事をしていただきたいと、そのように言っております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そうですね。その中で私は言いたいのはね、3月議会において、町条例とのいろんな法律との整合性の中で、あなたは県条例、憲法、法律、県条例、市町村条例とあると、しかし、紀北町の場合は水道水源保護条例はどうだということになって、規則の中で。そういう中においての質問をやらせていただきました。そして水質汚濁法によっては県条例が厳しいよと、水質枯渇に関しては無指定だよという中で、どちらを守ればいいんだということの質問の中で、そして県条例は県条例を守っていただいたらいいし、町条例は町条例を守っていただいたらいいんだと、法律は法律で守っていただいたらいいんだと、憲法は憲法で守っていただいたらいいんだという答弁をやってますよね。

だから、私は紀北町条例は、上位条例の法律、県条例、それに従い町条例はできておるんじゃないですかという質問をしたら、それは違うような答弁でしたけど、そこはどうなんですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

先に申しあげました関係ないよとか、違うよということは言っておりません。私も議事録も調べさせていただきましたけど、その領域があると、やっぱり国も憲法も生きているし、それから法律も生きているし、条例も生きている、県条例も町条例もという、お話はさせて

いただきました。そういう話はさせていただいたのは事実でございますが、バラバラとかです、そういったことは言ってないです。その領域があるから、領域の中で守らなければいけないのがあるんじゃないかという、お話をさせていただきました。

平野倅規議長

入江康仁議員。

6番 入江康仁議員

それでは、紀北町条例は何を基本につくられていますか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

いろいろなですね、法律に基づいて、これはもう前も言ってます。法律とかそういうものとは関係ないということは言ってないです。法律の中でいろいろなことも、条例もつくられております。ただ、条例にはそれぞれの趣旨や目的を持っているのではないかと思います。

6番 入江康仁議員

答弁不足で、何にもそんなことを聞いておらへん。何を基本につくられておるかというのや。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

憲法第94条、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができるとなっております。そういうことでつくっております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃ私はね、これにこだわるのはなぜかというね、上位法令が変わって、今回の第1日の質問のときにも言いましたよね。この条例は、この議案第42号、43号、44号、45号、46号に関しては、どのような趣旨で変えるんですかと、上位法令が変わるから変わるんでしょうと言うたら、あなたそうじゃないと、文言や数値を変えるだけやもんで、それに従うもんじゃないという答弁をやってますが、そこはどんなんですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

その条例がですね、すべて同じような条例ではございません。先ほど何号と何号やったかな。ですから、条例の中でも、こちらのほうから障がい者の法律やったね。その法からしたのは、この条項が変わったものですから、こちらへ引用させてもらったというのとですね。もう1つは、上の法律が変わったので変えさせていただいたのと、混在しております。この条例案は、議案は。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではね、その法律に沿ってつくっている、この町条例の中で、裁量権を持ってつくられておる紀北条例はどの部分にあたりますか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

ある程度の裁量を持っているのは、例えば、いつも入江議員がおっしゃるですね、水道水源保護条例などがそうではないかと思っております。

6番 入江康仁議員

そのほかに。ちょっと教えてください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

申し訳ないです。直ちに浮かびませんので、こういうのを裁量権をですね、迂闊に、これは裁量権でつくってますよとか言うとはですね、またいろいろとお叱り受けると思いますので、いろいろとそういったものもあるということで、ご理解願います。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

裁量権というものはね、町長、つまりあなたが執行権を持ってやる条例ですよ。それをわからんということは、いかがなもんですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

個別にですね、どういうものかというのは、やっぱり調べさせていただかんとわかりません。例えば、今、施設の管理条例とかですね、値段とか、そういうものも含まれるのではないかと考えております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そやけど、第一に紀北町の情報公開でしょう。それで紀北町の行政手続き法でしょう。そういうものは法律つくるときには、裁量権はあなたが執行するもんなんでしょう。そういうことを言うんじゃないんですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

条例はですね、あくまで議会のご理解をいただいてさせていただく。私も議員からですね、いろいろとご指摘いただいておりますので、日々勉強しておりますので、はい。日本の現行法制におきましてですね、地方公共団体が国の法律とは別に定める自主法であると規定されておりますので、それぞれの地域、自治体でそれぞれの目的や趣旨があればですね、そういったものを条例としてできるということを、勉強させていただきました。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

あのね、私が言いたいのはね、これもう本当に認識をしっかり持ってもらわなければならないから、基本から聞いておるんです。昔はね、大体町条例の30%ぐらいが裁量権があったん。そして今は地方分権の進んだ中での40、50%でないですか、増えてきたと思いますよ。地方の執行者の権限が、そこはどうですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

今ですね、確認しましたら、やっぱり増えてきていると、いやいやどこまで何パーセントということはわかりませんので、独自の条例制定がですね、やっぱりいろいろなところで、地方自治の分権があがれば、生まれてくることもあろうかと思えますんで、それがですね、何パーセントということ把握してないのは申し訳ないですが、そういった意味で地方自治行政の特性とかですね、そういった行政活動、そういう意識の中で条例というものもつくられるものだと思っております。ポイ捨てなんかもそうですよね、空き缶のポイ捨て条例なんかも、やっぱりその地域地域に実情に合わせたような条例、例えば、例えばの例です。そういうものがやろうと思えば、それぞれ独自のものが自治体の中でできる。議員の皆さんに認めていただいた自主法ではないかと思えます。

6番 入江康仁議員

三重県でつくっておるから要らないんじゃないか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

缶条例、ポイ捨てはちょっと横へ置いておいてください。今のなしにしてください。そういうことですね、各自治体がそういうことでやるんです。申し訳ございません。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その中でですよ、私はしっかりやっていただきたいから言うんであってですね、要は、この議案の中で、あなたは福祉に対しては裁量権のあるのと、町行政は国から50%というと、50%は国の法律で縛られておるんです。地方は何も言えないですよ。言われたとおりにせないかん。しかし、今初めて50%になるものが、地方の裁量権について執行者の町長が、あなたが権限を持ってきたということを認識してほしいわけですよ。だから一番大事なところなんです。

だから、今回のこの今の条例でもそう。その1つはそうだけど、あとの42、43やいろんなところは、これ国からの言い放しの条例改正でしょう、違うんですか。裁量権のかかる議案の中で、裁量権があるやつだけ教えてください。先の福祉の何とかいうのは裁量権があるの、執行権。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

私、裁量権と言いましたですか。裁量というより、こちらの条例が変わったんで、こちらのほうの条項が変わったんで、そういうことで変えたということで、個別には。

6番 入江康仁議員

だから、それを国からの法律で一方的に。

平野倅規議長

質疑でまた。

町長。

尾上壽一町長

その点、副町長より、ちょっと答弁いたさせます。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

入江議員もどんどん勉強されてくるもんですね、あれなんですけども、裁量という言葉の中にも2つ意味がありましてですね、自由裁量と羈束裁量というのがありまして、羈束裁量というのは義務づけみたいな、かなり厳しい縛りがあると、自由裁量というのは、もう本当に自由だというような意味合いなんです。その2つがあるということをやちょっと。裁量というのは幅が広いということがまず1点です。

で、そういう前提に立ってですね、この今回の町から上げさせてもらった上程の中で、この勤務時間とか休暇に関する条例ですね、これについては42と43ですね。これらについてはですね、この条例も、議員が言われる裁量の中に2つ意味があると思うんですけども、1つはですね、裁量というよりも、もう義務づけ。地方自治体はつくらなければならないと、こういうようになっておるのが、今回の議案の中では地方税条例とありますね。紀北町税条例、これなんかは地方税法で、もうつくらないと駄目というふうになっているものなんです。そうですね、法律で、やりなさいと、言われ放し、そうです、義務づけされておる。そういった条例とですね、町のほうで努力義務、なるべくつくりなさいと言われている条例がありまして、これらはその情報公開条例なんかは確か義務づけじゃなくて、努力規定、適切な措置を講じなければならないというような書き方になっているものでございます。

で、もう1つは、全く自由な条例ということが前提でございまして、今回の場合は、この

42号のこの勤務時間と休暇に関する条例の場合なんかはですね、根拠は、この条例そのものの根拠は地方公務員法でつくらなければならないことになっている条例なんです、今回のね、変わった内容そのものは、この法律の引用している障がい者制度の改革云々ということで、文言が条例のですね、番号が変わっただけだということで、条例の設置の根拠は義務づけなんやけど、今回の条例変わった内容そのものは、その中に書いてあった法律の条項の番号が変わったというだけのものなんですね。それがこれございまして、一方で、この地方税条例と、もう1つ災害弔慰金ですね。これについてはもう議員言われるように、国の法令が内容的なものまで変えまして、それに応じて地方自治体が条例を決めて、その内容を決めてますので、それについては国に合わせて内容が変わったというものというものでございませう。

平野倅規議長

入江康仁議員。

6番 入江康仁議員

だからね、町長、私は言っておるのは、これをあなたがした答弁によってね、町職員も何を基本に動いたら、公務したらいいかということになってくるから、私は気をつけていただきたいというのは、そこなんですよ。そういう中で、今回のそんならもう46はどうなります。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

46も障がい者の条文の引用している、この障害者自立支援法の条文の項数が変わったということに伴ってですね、改正があったというものであります。

平野倅規議長

入江議員、あと1分です。まとめてください。

6番 入江康仁議員

それじゃね、損害賠償の件は、これはもうできなかつたんで、次回にまたやります。

それで町長、その今言われたようにですね、私は初日にこの法改正なぜやるんだというときに、あなたはそのような文言のあれで、法には何にも関係ないんだというようなことの答弁やっておるから、これを訂正していただくか、きちんと謝って訂正していただくことをせな、これは私も引き下がることはできんよ。そやなけりゃ、ここのところは法律のことだから、きちんとですね、公務員の職員の皆さんも安心して公務ができるようにしていかな、あなた

の考えやったらやね、何を法律を基にして働いたらいいかわからんですよ、公務員は。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

その質疑のときにですね、きちっと議員おっしゃるようなことを言ったのかどうかなんですけども、私、ここに質疑のときの、法律の範囲内で条例を制定することができるとし、それと今回、全般的な中でですね、法は法としての領域や地域があるというような、お話はさせていただいたんですが、関連がないとかですね、そういうお話しはしていないように思うんですがね。

平野倅規議長

入江康仁議員。

6番 入江康仁議員

そうじゃなくてね、あんたこれは文言は変わってない。税制に関しては数字が変わっておる。だから何もそれは法との関連じゃないと、何々法一部改正になるということを、私は言ったんです。これに伴う改正でしょうと言ったら、あなたは違うと言ったんですよ。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

入江議員、どうか、私は今、副町長が言うたようにですね、その条項、こっちの条項が変わったんでこうさせていただいたと、法律はですね、その障がい者の法律ですけども、法といえば、法で上ですよという話したんじゃないんですか、確か。記憶はうろ覚えで申し訳ないですけども。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

時間もきておるようでね、町長、町長、要は私はあのときに言うたのは、その以前の法律に関するあなたの考え方、町は町条例、県条例、法は法というような単独な考え方あなた持ってたから、今回はこの条例をなぜ変えるんだと、それで町条例は町条例だというのやったら、上位条例が変わらんだら、別に変わっても変わらんでも変えんでもいいんじゃないかというのが、私の考えです。あなたの答弁に対する。だから、今回も上位法令が変わったから、

変えるんだったら、元のその答弁を訂正してもらわな、私としてはずっとやっていかんならん、これを。それを3月議会であなた言うておるわけですよ。だから私は上位条例、上位法令をずっとして、紀北町条例がつくっておるんじゃないですかということ、私は言うておるんだからさ、そこのところですよ。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

私はですね、法律の範囲内で条例を、その12月の質疑ですね、範囲内ができるということは、先ほど読み上げさせていただいたようなですね、と、法律の範囲内で条例を制定することができると、先ほど言いましたよね。そういうことですね、話をさせていただいて、頭の中もそのつもりでしゃべっているんですが、口と頭が違っていたんでしょうかね。

それで、3月の定例会の議事録も、その部分抜き出したんですが、上位法令は上位法令で守ったなか、つまり上位法令があるからですね、そういうことをお話してます。この議事録でも。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

だから、私が言うておるのは、上位法令の、今ね、上位法令の範囲内というの、これ当たり前なん、基本なんやから。言うてるでしょう。だから今回でもね、上位法令を上回る条例をつくるのは、県条例だけですよということも、私は3月に言うておるじゃないですか。しかし、あなたは法は法、県条例は県条例と言ったから、これをずっと私は引っ張っておるわけなんですよ。だから、今の言うた法の範囲内というの、これは基本当たり前なんです。そこのとこのあんた訂正、そんならそれは議長、こないして言うておっても持ち時間ないもんで、私、議事録を、3月議会の議事録を引っ張って、この部分やということ、また後ほど、またさせていただくんで、そこでせな、この法の肝心なこの訂正はしてもらわな、これは間違った方向に行ってしまうからさ。

そういうことで、議長どうもご配慮ありがとうございます。一般質問を終わらせていただきます。

平野倅規議長

これで、入江康仁君の質問は終わりました。

平野倅規議長

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

(午前 11時 58分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

平野倅規議長

次に、9番 奥村武生君の発言を許可します。

9番 奥村武生議員

奥村でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入らせていただきます。

1項目ずつやっていきますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 六価クロムについて不適切な処理を質す。

六価クロムについて、三重県条例では不適切な埋立をした場合の処分及び処理はどのように定めているのか。

2. 六価クロムの有害性を述べられたい。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

それでは、紀勢自動車道荷坂トンネル工事における建設汚泥の不適切な処理についての経緯を。

平野倅規議長

ちょっと確認のため、暫時休憩いたします。

(午後 1時 02分)

平野倅規議長

ただいまの報告によりますと、ただいまの地震は長野県のほうが震源地らしいものですから、引き続き会議を開かさせていただきます。

(午後 1時 04分)

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

それでは、引き続きまして、六価クロムについての答弁をさせていただきます。

中日本高速道路株式会社名古屋支社が建設を進めている紀勢自動車道で、荷坂トンネル仮称の工事施工会社が、工事に伴い発生した建設汚泥処理土に含まれていた六価クロムを、適正に処理しないまま高速道路の盛土として埋め立てていたことが判明をいたしました。

中日本高速道路株式会社名古屋支社におきましては、今後の対策等につきまして、関係機関等と協議しながら、早急に対策等を講じているところであります。直ちに周辺環境の調査の実施を行い、六価クロムは検出されておられませんとのことと、特に現場近くの田山川の水質調査は、定期的の実施するとの報告を受けております。

工事施工会社からは、三重県尾鷲農林水産商工環境事務所へ、平成23年11月24日に、第1回建設汚泥の適正な再生利用の改善措置に関する詳細計画書が提出され、六価クロムを含む建設汚泥を埋め立てた箇所については、盛土内の六価クロムの無害化対策を早急に進めているところでございます。

次に、六価クロムについて、三重県条例では、不適切な埋め立てをした場合の処分及び処理はどう定めているかについては、三重県条例では、不適切な埋め立てをした場合に関して、特に定めてはおりません。

次に、六価クロムの有害性を述べられたいについては、六価クロム化合物は、染料や塗料に使われるほか、メッキや金属表面処理、酸化剤などに使われております。六価クロム化合物には毒性があり、直接溶液に触れると炎症を生じ、飲み水や呼吸により体内に取り込まれると、炎症や肺がんなどを引き起こすことが知られています。

私といたしましては、今回の問題を大変重く受け止めておりまして、町といたしましても、県と連携を取りながら、今後の処理が適正に行われ、早く解決するよう対応してまいります。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

先ほど町長の答弁の中で、検出されておられませんというふうに回答あったと思うんですけども、間違いありませんよね。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

そのように報告を受けております。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

この間の全協です、出した資料というのは、本来はその、嘘ではないでしょうけども、肝心の部分が割愛されているというふうに考えているんですけども、これ2011年10月23日、0.01mg/l、これ調査箇所3で検出されているんですけども。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

表現が少しまずかったように思っておりますが、基準値をですね、検出されていないというのと、基準値以下ではありますが、検出されたということではございました。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

それは間違っておるよ。これあんた県でも聞いたけど、あんたこれ検出されているということやないか。検出されているということですよと言ってますよ、これは。0.01でも。

それから法律、それから施行令、施行規則を述べていただけますか。産業廃棄物でありますので、特別管理産業廃棄物なのか、そうでないのかも含めまして。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

前者議員等にもお話させていただきましたが、法律等をですね、いちいち持ち込んでおりませんので、議員がもしご存じでありましたら、議員のほうからご指摘いただきたいと思えます。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

そやで、その困るよってさね、あなたたちが困るから、私は再質問で法律及び施行令、施行規則を再質問でやりますので、準備してくださいというふうには私は言っているわけですよ。それにあんた答えられないといことですね。これおかしいですよ、それ。

平野倅規議長

今の議事進行は議長のほうへの議事進行と思うんですけども、その今の奥村議員が発言されたことは、町長のほうへ質疑してください。再度許しますので。再度、町長のほうへ質疑してください。質疑してもうたら結構です。それに答弁をさせます。

尾上壽一町長

その担当に伝わっているのが、私のほうにちょっと理解、伝わっていなかったものですか、担当のほうからお話させていただきます。

平野倅規議長

井谷環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

議員の質問にお答えいたします。まず、今回の六価クロムについて、これは産業廃棄物と

いう位置づけであります。それで産業廃棄物につきましては、廃掃法の第11条から載っております。それで特有害産業廃棄物というのは、有害物質の判定基準というのがありまして、1.5mg/lを超える場合は、有害産業廃棄物となります。それ以下は産業廃棄物でございます。以上です。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

そのほかにですね、これ通告してあります。こういうことを行った業者への処分、それから処理方法というふうに述べてあると思うんですけども、処分及び処理はどのようになっていますか。行政の処分及びこの六価クロムの処理方法について、法律上はどのように定めていますか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

担当のほうからお話させていただきます。

平野倅規議長

井谷環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

お答えいたします。まず、不適切な埋立並びに不法投棄と判断される場合の事案の場合ですけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により対処いたします。廃掃法では廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に大別しております。仮に産業廃棄物が不法投棄された場合には、各都道府県に指導、監督権が与えられております。

まず、原因者を特定いたします。そして廃掃法の第19条により立入検査を実施いたします。それで廃掃法の第18条の第1項の報告聴取というのを行いまして、報告を受けます。次に文書指導というのがありまして、行政指導、これは文書にてその改善を指導する方法でございます。特に不適切処理に関する代表的な権限と言いますと、施設の場合は廃掃法の第9条の3に規定している改善命令、これは将来に向けた違法な処理状態の継続の阻止を目的としている行政処分でございます。で、廃掃法の第19条の5に規定されている措置命令、これは生活環境保全上の支障や、そのおそれの除去を目的としている行政処分でございます。それで廃掃法の第16条には、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないとありまして、廃掃法第25

条から罰則規定が定められております。

で、今回の場合は、県は検出汚泥の不適切な再生利用として指導等を行っており、現時点においては、廃棄物の不法投棄としては扱っておりません。以上です。

9 番 奥村武生議員

議長、議事進行。もう1つ答えてないです。処理の方法も私ついでに言っているんです。

平野倅規議長

奥村議員、先ほど言うたように議事進行じゃなしにね、答弁不足であるのであれば、質疑でもってしてください。

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

答弁不足であります。特別産業廃棄物じゃないわけですけども、その廃棄物の処理はどのように定めているんですか。

平野倅規議長

井谷環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

今回の場合は、施工業者のほうから県の農林水産商工環境事務所へ提出された改善措置に関する詳細計画の中身をちょっと見てみますと、まず、調査ボーリングをしまして、盛土内部の脱水ケーキの状況を確認、それからこれ51箇所を行います。盛土が1と2と3とありまして、盛土1が36箇所、それから盛土2が5箇所、盛土3が10箇所をボーリングいたします。

そして室内適合性試験というのを行いまして、注入する還元剤の種類の設定を行います。それで環境への影響を十分配慮して選ぶということでございます。そして一応、硫酸第一鉄、それから鉄分、アスコルビン酸、あと有機物などを注入するというところでございます。の中から選ぶという、はい、すみません。で、12月20日ごろから、24年の8月ごろまでその処置をいたします。そのあとは環境の監視を続けるということでございます。以上です。

平野倅規議長

奥村武生議員。

9 番 奥村武生議員

それは業者の出した改善措置であってですね、法律上、このようにしなさいという法律、施行令等、そういうのはないですか。

平野倅規議長

井谷環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

六価クロムの無害化という方法をとるということでございます。これは六価クロムを三価クロムに変化させるという方法をとります。以上です。

平野倅規議長

奥村武生議員。

9 番 奥村武生議員

町長にお伺いします。これ何月何日に、この盛土に使用したんでしょうか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

22年9月2日となっております。

平野倅規議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

対策を講じたのはいつでしょうか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

建設課長から答えさせます。

平野倅規議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

お答えをいたします。六価クロムの還元装置をまず付けたということで、これが23年の6月でございます。

平野倅規議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

この22年9月2日というのはですね、この業者からのあれにも載ってますけども、9月2日というのは、トンネルを発注、ずっと盛土に使用としか書いてないんですけども、2日か

ら始めたということに間違いはないですか。2日からこの工事に入ったという。これはあれを見ないとわかりませんよ。作業日誌を、業者の。その辺はどうなんですか、重大な問題なんですよ。

平野倅規議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

ただいまの9月2日からということでございますけど、これにつきましては処理土を盛土材として埋立を開始した日にちでございます。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

そうすればですね、9月2日から六価クロム還元装置稼働化まで、相当の日がございますよね。そうするとこの間に、六価クロムが相当、地下水及び伏流水、地下水じゃなくて伏流水及びその表流水、相当大雨もあったと思いますので、流出したと考えられるわけですが、その辺について、これは非常に極めて重大な問題だというふうに、町長は認識されていますか、現時点で。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

それはおそれであってですね、検査もしていないので、その当時のことはよくわからないとは思いますが、県は定期的に月1回、赤羽川のところでしておりますので、そちらのほうで検出されたということは聞いておりません。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

9月2日から、この6月までどれだけのその雨量が降ったというふうに把握していませんか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

掌握しておりません。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

その赤羽川へ、この水を取っているからといって、六価クロムが検出されたか、されなかったかというような、そんな大雑把なものでは、とてもこれ掌握できませんよ。完全管理型じゃないですから。地区の説明会が行われているわけですけども、このときにですね、県は来ているんですか、説明に。町も行っているんでしょうか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

建設課長より答えさせます。

平野倅規議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

地区の説明会につきましては、県のほうは来ておりません。町のほうは建設課の副参事のほうが出席をしております。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

これは非常に甘いものなんですよ。これ自体はね、精査しましたけども。その環境問題について精通してない人だったら、これは通るけどもね、一定限これわかっておる人間だったら、こういうものは通りませんよ。重大な健康障害を引き起こすものについては、当然、県が、県の立ち会いのもとで県がやるべきなんですよ、これは。議会に対してもそうですよ。私はそう思いますよ。県に説明を求めてください。町長として、特に議会及びその住民に対して。そして田山地区だけではないんですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

現在のところですね、今、県のほうへ求める考えはございません。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

無害化と言われるわけですが、具体的な汚染除去方法を述べてください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

具体的なというのは、今ですね、課長も答えましたように試験中でございますので、その中でどの手法をするかはですね、まだ町のほうへも示されていないところでございます。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

いや、これね、町としても多くの問題を含んでおるわけですよ。無害化にその試験中で、事実試験中なんですよ。どんな薬を使って、どれが合うかというまで、相当時間がかかるわけですよ。その辺についてもですね、これは町として掌握、この工事の内容を注視をしてですね、注視というのはよく見てという意味ですけども、注視をしてですね、経過をきちっと追っていかなかったら、これはとんでもないことになるんじゃないですか。なぜ町として、今どういう段階にあって、どういう薬を使って、成功するのかということですね、これは見守っていかなくちゃならんんじゃないですか。私はそう思いますよ。その辺についてどうですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

注視はいたしておりますし、その専門性を持った技術職がございませんので、やはり県のほうにですね、そういった技術職もございますので、県のほうでやっぱり、しっかりと監視、監理監督をしていただきたいと思います。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

県と十分、これは県へ行ってですね、県に丸投げするんだったら県に行って、状況の変化

という、進行というものを、進捗状況を見てやっぱりやらしてもらわなくちゃいかんのではないですか。

それと、モニタリングの方法と問題点を述べてください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

進捗状況はですね、県のほうでやっていただいておりますし、そういったことにつきましてはですね、やはり県のほうでそういった能力を持った方にですね、やっていただくのが適切ではないかと思えます。

平野倅規議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

何にもその町として、町としてですね、これは苦情を言うわけじゃないですけども、これはもうちょっと最大の危機感を持ってですね、注視をして、職員も使ってますね、どういう中和剤を使おうとしているのか、そして現状どうなのか、それでモニタリングはどうなのか、これでええのかどうか、これは当然、町として知識を持ってですね、その健康障害を防ぐような努力を県へ行ったら、県に任すんだったら県でいいですよ。県で聞き取りして報告する責務が私はあると思えますよ。町の職員も派遣して、これ万全の対策をとって、それでどういう汚染処理をするのか、あるいはモニタリングの方法及び問題点をですね、報告していただきたいと思えますけども、いかがですか。義務があると思えますよ。義務というよりも責務が町長あるんじゃないですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

注視はしておりますし、それぞれの水質検査の取水なんかにはですね、立ち会ったりもしておりますので、ただですね、先ほども申し上げましたように、県のほうの、やはり正確な技師とかですね、そういった技術を持った方に調べていただくのが、一番いいのではないかと考えております。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

それでは十分満足できませんね。私の調査ではもう三重大学の先生のところも相談に行っているというぐらい、重大な問題なんだと認識しておりますよ。だから町としてできる技術がなければですね、町としてこの問題について真っ正面から取り組んで、県と一緒に頑張ってですね、調査せないかんのじゃないですか、踏み込んで。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、何度も言うようですが、注視してますし、県とも連携をとっております。そういう中で県がですね、やっていただいておりますので、それを見守りながらやっていきたいとは思いますが、今、検出の中ではですね、基準値以上のものは出ていないということでございますので、そういったものにも注視をしているところでございます。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

基準以上のものは出ていないというけど、このボーリング調査では駄目なんですよ。それでこのモニタリングでははっきり言えば駄目なんですよ。だから私は質問したわけですよ。このモニタリングはどういう効果があって、どんなやり方をしておるのかと、どんなやり方をしているかということも、業者から報告きてないじゃないですか、モニタリングの方法。だからいかんわけですよ。県が来て説明すべきなんですよ、こういうことは。業者が我がの都合のええことしか説明してないですよ。それはそれでいいです。回答要りません。時間がございませんので。

次に、議長。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

公共性の立地性を質す。

東小学校が建っている地盤組織はどのようなものか。かつ、ボーリング調査の結果を述べられたい。

相賀小が建っている地盤組織はどのようなものか。かつ、ボーリング調査の結果を述べら

りたい。

紀北中が建つところの地盤組織はどのようなものか。かつ、ボーリング調査の結果を述べられたい。以上です。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

奥村武生議員のご質問にお答えします。

まず、東小学校の地盤組織及びボーリング調査の結果についてであります。昭和41年に建築された建物でありまして、関係書類の存在がわからないような状況でございます。ただ、断定的なものではありませんが、建築当時は沼と田んぼが混在した土地であったと聞いております。

また、地盤組織につきましては、地表から3 m程度が盛土で、その下が砂利層、さらにその下については、赤岩の山側からの岩盤が一部入っている可能性があるということを知っております。

次に、相賀小学校の地盤組織についてですが、校舎等建設にあたりまして、5箇所のボーリング調査を行っております。地盤組織については、調査地盤レベルから0から1.5 mが砂れき、1.5から2 mが粘土で、2 mから7 mが砂れきとなっております。

ボーリング調査の結果でございますが、地表面から1.5 mから2 mほどの深さで、非常に固い砂れき層が現れ、その層が5 m以上続いていたことから、建築物の基礎の支持地盤として使用でき、地盤条件のよい土地であるとの報告を受けております。

次に、紀北中学校の地盤組織についてでございますが、校舎等建設にあたりまして、4箇所のボーリング調査を行っております。地盤組織については、調査地盤レベルから0から1 mが盛土、1 mから8 mが主に砂れき、8 mから23 mが粘土、23 mから30 mが砂れきとなっております。

ボーリング調査の結果でございますが、地表面から2 m程度に確認される砂れき層を建築物の基礎の支持地盤として使用でき、8 mから23 mの範囲では柔らかい粘土が確認されましたが、地盤の沈下が生じないことを確認しているとの報告を受けております。以上です。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

こういう場合に、この基礎の部分となるのは、支持杭とか、支持溝とかいうのは打つんですか、打たなかったんですかね。打つんですか、普通は。これ建設課長だったらわかると思うんですが。

平野倅規議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

申し訳ありません。ちょっと詳しいことはわかりませんので。

平野倅規議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

私はなぜこういうことを質問したかと申しますと、液状化が大変心配なんです。それで先般の日曜日、三重防災の日にですね、液状化の権威ということで、三重大の先生が来て、知事も来てみえましたが、講演会がありました。で、私はそのピンポイントを絞って、相賀及び引本の地盤について質問させていただいたわけですが、ピンポイントだったので、大変苦しうだったですけれども、町からこれ、町長も、本当は町長、皆さんも行ってほしかったわけですが、町長はこの日はご存じなかったんですかね。そして、液状化というのはどういうときに起こるのか、町長ご存じでしたら、おっしゃってけれませんか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

おそらく記憶にないということですから、出席はさせていただいてないと思います。液状化についてはですね、千葉県の方で、今回のことでも起きまして、揺れることによってですね、そういった液状化が起きるということで、テレビでも何度か見せていただきました。

平野倅規議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

その液状化が起こるということなんですけれども、液状化がなぜ起こるかということについてのご認識はどうでしょう。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

基本的にですね、その液状化って揺れることによってでしょうけど、私、専門家ではございませんので、的確にお答えはできないと思います。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

この問題については、後ほどまた関連が出てきますので、ちょっとお話することとしまして、3番のですね、地震、津波災害時の救助体制を質したいわけですが、災害時の火災等の対応については、どのようにお考えですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

災害時の火災対応ということでございますので、特に巨大地震等が発生したときのことをおっしゃるんだと思います。津波から避難と可能な限りの出火防止、初期消火、延焼拡大を防止し、同時多発火災や延焼拡大から住民の生命、財産を守ることが大事だとは思っておりますが、巨大地震が発生してですね、果たしてどのような状態でいられるかはですね、また津波のこともございますので、まずは逃げるということ、今言っておりますので、そういう状況で、どこまでできるのか、消防活動といたしましてはですね、町内での火災等の災害発生した場合、やはり住民に対しまして出火防止、初期消火を徹底することはございますが、今こういった大地震が津波を引き起こした状態でありますので、果たしてそれが正しいかという、やはりより早く、より高く逃げさせていただくことが正しいのではないかと考えております。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

三陸沖地震を受けてですね、新聞等が、あるいは学者の皆さんがおっしゃっているのは、まず激しい揺れがくると、それで倒壊すると、あるいは液状化によって傾くと、そしてその次に起こるのは火事、そしてそのあと津波というふうに報道されているんです。

こういうふうなパターンで来るというふうなことは、ほぼ間違いのないと思うんですけども、1つだけその、週間朝日だと思えますけど、ルポが当時の模様をありましたけども、火の手

が上がり、児童生徒の鳴き声がいつまでも聞こえてきた。しかし、何ともならなかった。このことを教訓としなければ、私たちはその命を落とした子どもたちに、大変申し訳ないと思うんですよ。その辺について、町長としてはどのような教訓をこれ受けて、教訓とお考えでしょうかね。わかる範囲で結構、わからなければわからないで結構なんですよ。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、もうより早く、より高くと言っておりますので、火災があってもですね、そこを避けて逃げていただく、そこで消火して消そうとすれば、20分、30分かかろうかと思っておりますので、基本的にはより早く、より高くということですね、逃げていただく、俗に言う、今、津波てんでんこと言われておりますが、そういうふうに、まず逃げるということが先決ではないかと思えます。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

町長、私はね、この私だったら、先の教訓を受けてですね、これ消防署、これ高台に移しますね、これは。即座に。高台に移して、救助体制をひくことが地方公共団体の私は最大の責務だと思うんですよ。違いますか。地震が起こって、倒壊が起こって、火災が起こって、津波が来て、野原になったところもあります。そうでなくて瓦礫の中で火がずっと燃え続けたところで、子どもの鳴き声も聞こえた事実もあるんですよ。その辺について、私だったら高台へ消防署を移して、即座に救助体制ができるようにしますが、町長だったら、そういうお考えお持ちじゃないですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

火災があってもですね、先ほどから何遍も言いますが、生きていてこそということでございます。ですから、まず逃げるということで、そのあとですね、どういう対処をするかは、やっぱりそのときそのときの、災害や津波の大きさ、火災の大きさなど、いろいろ条件が違いますので、やらなければいけない。ただですね、消防署等をですね、基盤的なものを、今現時点の消防署にあっても、どこまで逃がすのかという問題もございます。そういう意味で、

高台にあるということはですね、それは結構なことではないかと思っております。

平野倅規議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

高台、そのとおりなんです。高台にあってこそ初めて救助体制がとれるんですよ。消防車が浸かってないからね。だから私はそのことを言っておるんですよ。

それから、次に入ります。町長、あなたは避難指示、避難勧告を出せる唯一の人と私は聞いているんですよ。その観点から言えば、あなたは誰よりも3.11を受け、何が被害を生み出したかを検証し、かつ過去の地震を勉強してですね、確たる対応をしていただかないと、すべきだというふうに私は思うわけですよ。その点について質問させていただきます。

ちなみに、ある町ではですね、避難指示とか避難勧告がなくてですね、避難命令を出した、法律にない避難命令を出した町長もおるわけですよ。それで相当その避難命令によって助かっておるんですよ。だから唯一、誰よりも出せない避難命令とか避難指示とか勧告出せるのは、町長あなたなんです。だけなんです。そのためには十分なやっぱり検証と、十分なその予測をやっぱりしていただかなくてはならないと、私は思うわけです。それで質問を、まず、次に移る前にさせていただきたいわけですが、三陸沖地震とですね、今回、21世紀の前半に予想されるという東南海地震の震源域の決定的な違いがあるわけです。その辺をご存じでしたら述べてください。なければならないで結構です。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

決定的な違いというのが、議員がですね、感じる場所があったらお示しいただいて、その後、ご意見等をお話させていただきたいと思います。

平野倅規議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

三陸沖の一番近い震源地は何キロメートルでしたか。それと対比をして、1944年のその東南海地震の震源地ですね、これとの対比についてのことを、今言ったわけなんです。三陸沖地震は震源地から何キロメートルであって、将来予想される津波は、東南海の場合は何キロメートルというふうに、認識はされていないですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

いろいろ専門的なところまではわかっておりませんが、いろいろな講演会の中ですね、いろいろと長さが450、今度のズレですね、幅200mとか、ズレが20から30m、そういったお話も聞かせていただいておりますが、あくまでもこの想定というか、予想につきましてはですね、今、県、国のほうが出しておりますので、その辺につきましてはですね、今後、情報を十分取っていききたいと、そのように思います。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

三陸沖の一番近いところの最大津波は何分で来たかというふうなことは、テレビ等で聞いてないですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

資料も持っておりましたが、今ここでは持ってきておりませんので、そういったものを含めてですね、今後の対応にしていきたいとは思っております。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

やっぱりね、町長、気を悪くするかもわかりませんが、イベントでね、笑顔振りまくのも結構ですけども、今やっていただかなきゃならないのは、住民の命と生命を必ず、町長、そしたら先に質問いたしますけども、なぜ学者が、この間の福和先生がですね、東南海地震は必ず来ると、そういうふうにおっしゃったんですか。その意味はいかがお考えです。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

確率論のことでですね、今、そういうふうな形が、さまざまところで言われておりますが、私もですね、そういった中のやつは、その学術的に調べられて何パーセントということ

をおっしゃっているのだと思いますが、860年代から850年代後半にですね、現状のような各地の地震や津波が起きております。それが今、1900年代後半からですね、そういった地区で同じような状況で起きておりますので、そういったことの過去との比較からしても、そういったことが読み取れるのではないかと考えております。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

ちなみに申し上げますけどもね、三陸沖地震の一番近いところから鮎川というところの、仙台管区気象台のあるところまでの距離がですね、136km、最大の津波が46分です。それに比べて東南海は今、震源地と言われるところは、やっぱり町長ご存じないわけですね。どれぐらいか、新宮沖何メートルとか。実は47kmぐらいなんですよ。

そして、私の言いたいことは三陸沖地震では余裕があったけども、東南海地震では余裕がないですよということを、私は言いたいわけです。その認識を町長に持っていただきたいということなんです。検証していただきたいというのは、そのことなんです。一瞬が生死を分けるというふうに名古屋大学のナビゲーションに出た川崎先生が、そういうふうにテレビおっしゃっているんですよ。私は町長に求めるのは、最高責任者として、これは検証してもらわなあかんということですよ。検証して将来予想することこそ、人間としての価値があるんじゃないですか。

何メートル、町長、将来予測されるその津波の、私たちが逃げ切らなければならない時間というのはどのようにお考えです。何分というふうにお考えですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

これもですね、あくまでも想定の問題でございます。県の速報値で言えば、赤羽川の河口がですね、約8m、20分と最大津波高ですね。そういうふうな形で言われております。ですからですね、そういう想定ではなしに、より早く、より高くということで、どこに近くあるうが、5分で来ようが、30分で来ようがですね、とにかくそういう逃げるという意識を持っていただいて、直ちに逃げる。これが一番大事じゃないかということで、より早く、より高くということで、紀北町としてはそれをモットーにやっております。

平野倅規議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

だから、より早く、より高くはいいんですよ。しかし、地方自治体としてですね、あなたたちが何分で津波から逃げ切らなくてはならないかということ、頭に入れておかないとですね、そのために県がこういう出しているじゃないですか。平成23年第3回定例議会全員協議会、県の。この中にはっきりと載っているじゃありませんか。副町長は見てないんですか、この資料は。検証してないんですか。最大津波の到達時間と最大津波の量、これあんたご存じなかったですか。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

拝見しています。

平野倅規議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

拝見しているならですね、町長にやっぱりそのように進言をしてですね、これやらなくちゃならんのではないですか。副町長、何分で逃げ切る、あなた補佐なんです。町長を全面的にバックアップせなあかんわけですよ。何分であなた逃げ切る。そんなより高くというのは当たり前なことなんです。私たち地方公共団体及び議員もですね、町長はじめとする選ばれた人間というのはですね、でき得る限りその予測をして、そして避難道も整備をして、やるだけのことをやったうえでですね、それで自分で自分の命は守ってくださいというのが、私は本当だと思うんですよ、本来だと。再度お聞きします。何分で逃げ切れれば大丈夫だと思いますか。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

津波のですね、想定によってね、これ大きく変わってくるわけですし、8mとか10mの津波でありましたらですね、まだ比較的10分とか15分とかいう形で逃げることができるんですけども、それ以上のですね、高さの津波が来ることも想定されますので、そういう意味ではできるだけ早く、当然逃げることが何よりも大切で、あまり何分以内にとすることはですね、

あまり言えない部分があるのかなというふうに思います。できるだけ早く、当然、もう揺れたらすぐですね、何もかも置いて逃げるということが、まず大切なのかなというふうに理解しております。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

私が申し上げたいのはですね、あなたの答えは4分の1ぐらいあってますよ。町長の答えもね。小学校の、例えば東小学校の生徒、例えば校庭に集めてですすね、線路を越えて萩原台ですか、あそこに逃げるということでしょう。そういうルートを考えてときに、そこで何分で逃げられるかということ、きちっと計算をしてですね、あるいは紀北中学校を建てても、そこから何分で上のトンネルの入口まで逃げられるかということ、きちっと検証。それと最低何分で逃げ切らないかということ、きちっとしていかなかったら、命と健康は守れないじゃないですか、違うんですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

これは前の議会でも何遍も言わせていただいておりますけど、学校が現場ですすね、子どもたちを逃がすことによって、分も計っております。ですから、そういった中で、できるだけそういった障害となるものを排除したり、補強したり、そういうことをやっていくということです。

それと、これももう、これ起きてから毎回言っているんですけど、直線距離で500ですすね、ともかく逃げる場所というのは1箇所でも多ければいいわけですよ、入口。だからそういうことをして、たとえそれが弱者には適してない避難路であろうが、やっぱりそういうものをいろいろな手段をですすね、逃げる道を付けるために今、一生懸命やっているということでございますし、学校といたしましては、子どもたちを実際逃がすことによって、何分かかるということは実践をいたしております。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

東小学校の場合、何分で萩原台へ逃げ切れますか。

それから、相賀小学校の場合、何分で相賀の裏のほうへ逃げるように予定されてますでしょうか。引本小学校は真裏ですからね、これは。問題は相賀小学校と東小学校ですよ。それから紀北中学校ですね。この3点について、教育委員会が何分で逃げられるというふうに認識されているのか、おっしゃってください。

平野倅規議長

安部教育長。

安部正美教育長

お答えいたします。東小の場合は、この間の12月1日のJ-ALERTによる緊急地震速報に対するということで、それで避難訓練をしましたところ、6分35秒で萩原台ということで、これは歩いてです。

それから、相賀小学校につきましては、国道42号をまたいだ登り口まで5分12秒で行っておるとい、報告を受けております。以上です。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

私はそうは、そんな時間に逃げられるとは思いませんけどね。考えられん、これ走って考えられんスピードだと思うんですよ、私は。校庭へ下りるだけでも2分、3階におれば2分30秒ぐらいかかるんじゃないですか。理解に苦しみますけどね、これは。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

実際にですね、分を計らせていただいたの、教育長は言っているんですから、理解に苦しむというのは、私のほうが理解に苦しみます。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

次の災害時にも救援体制を質すで、災害におけるその町内外の救助体制の確立についてのお考えをいただきたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

町といたしましてはですね、本来の救助機関として、迅速かつ優先的に救助活動にあたるものとしております。また、救助力が不足すると判断した場合にはですね、県に対して近隣市町、警察、自衛隊等の応援を要請することとしております。

しかしながら、東海、東南海、南海地震等巨大地震が発生した場合、救助に要する人が多数発生することが想定されますが、地震の影響で交通網が寸断され、町はじめ防災関係機関が直ちに十分な対応ができないと考えられます。そのためには、自主防災会・消防団など地域の皆さんが中心となって、早期に、可能な限りできる範囲内において救助活動を行っていただきたいとお願いします。以上です。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

某議員の午前中の質問でもちょっと気になった部分があったわけですが、その町長、私は法律に従ってある面では動かないかんわけですが、災害対策基本法というのがあるんですよ。これの第5条、ちょっとおっしゃってくだませんか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

本来ですね、お持ちでしたら災害基本法第何条にこう書いてあるから、町長、お前どう考えるのかと、そういうふうにおっしゃっていただきたいですけど、たまたま持っておりますので。

平野倅規議長

奥村議員、朗読せえと言ったの。

9番 奥村武生議員

わずかですから。

尾上壽一町長

市町村の責務のところによろしいですね。はい。

市町村は基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有

すると記載されております。

平野倅規議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

これによりますとですね、出動をして、その災害を、被災者を被災するのをですね、被災した皆さんや、あるいは財産を保護するのは、これは地方公共団体の役割というふうに、明快に書いてますよね。午前中のその自主防災会とか、そういうようなもんじゃないですよ、これは。町がやらなあかんことなんですよ。

そのためにはですね、消防と同じように出動するような、しなければならないところが、水に浸かるようなですね、4 mから50というふうになってますけども、時間がないので、4 mから50、しかしながら、今回のその浸水の予測図、名古屋大学の川崎先生がおつくりになった中にはですね、川の遡上のあれが入ってないんですよ、まだ。できているらしいですけども。川の遡上がこれよりもっと高くなるはずなんですよ。ということは、川べりの高さと同じ浸水域が広がるということでしたのでね、直接聞いたところ。私なりに私見としては、もう浸水域の、川の高さの浸水域になるんじゃないかというふうに判断するわけですよ。

そうなった場合に、結局はこれは大槌町ですね、グシャグシャになっていると、あるいはこれは、ほかのところで、役場ですね、これも。こういうふうになりかねんわけですよ。なる危険性をはらんでいると言ったほうが正しいですね。さらにその90年から150年の津波に対してというふうなことは言っていましたけど、町長、聞いていただきたい。あなたは先に述べてくれというから、私述べているんですよ。こういうふうな形になる危険性を多分に持っているわけですよ。今、言われているのは90年から150年の津波よりもですね、宝永の地震が近づいているというふうに言っているわけですよ。

宝永の地震というのは、町長、安政、もしくは宝永の地震というのは、どちらかだったか、今ちょっと記憶にないですけども、白浦がこの間も申しましたけど、200戸流出とあるんですよ。それから錦と名倉の間にある昔の集落が、その当時の津波で全滅している記録も残っているんですよ。そういうふうなことを考えればですね、庁舎というのはこの災害を教訓とするならば、現在のところではなしにですね、随時ですね、危機管理体制も含めて、先に高台へ移すことが必要じゃないかと、私は思うんです。

それで、これもですね、新聞記事にありましたけども、トップ不在動けぬ役場と、役場が

このようにやられたら、もう役場が動けないんですよ。役場の職員も亡くなっていますけども、このことを私たちは最大限受け止めてですね、参考にして、教訓として役場を高台に移すということを考えていかなくちやならないんじゃないですか。いかがでしょうね、それは。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

基本的にですね、今、議員おっしゃいました消防署の高台、それはもう私も思うところではございますが、生命、財産を守ると今、私読まさせていただきました。全くそのとおりです。そのためにはですね、やっぱり自助、共助、自分自身が逃げるという意味とか、地域の助け合いが大変必要になってくると思います。

例えば、消防署が助かったとしてもですね、消防署員がそこに24時間勤務しているのはですね、わずか10人足らずです。おそらくそんなもんだと思います。それがですね、紀伊長島と海山あってもですね、果たしてそういった公助が、確かに守っていかなければいけません、住民の皆様を公助だけで助けることはできないと思います。

で、データなんですけど、日本火災学会の阪神淡路の救助、救護活動にいたしましてもですね、自助、共助による救助が95%以上となっております。そういうことから自助、共助、公助が大変だと、だから私たちは災害、生きていてこそ、人が死なない防災をするためには、いろいろ避難路もさせていただきますが、いざ起こったときにですね、役場の職員も約200名余りでですね、どこまで町民全体を助けられるか。これはとてもそういったレベルではございません。私もいろいろな講演会をお話させていただきました。そういう意味ではですね、やっぱり行政としての限界もあることも知っていただいて、住民の方や地域の方に自助、共助をやっていただくべきだというお話も、十分聞いております。

そうですね、今、課長のほうから、職員がですね、全員で21が3交代でやっております。そういうことを考えますと、とてもそれで町民の皆さんを守るということはできません。ですから、おっしゃることはもっともだと思います。そういう意味で庁舎のこともお話ありましたが、今、現在もあるところが海岸沿いで、一番液状化のしやすいような部分だと思います。それに比べればですね、次、行こうとしているところは4階建てであってですね、今よりも、より安全であると私は考えております。今現時点で庁舎や消防署やですね、そういったものを動かす、高台はございません。

そういった意味から、日常的な他の地域でもですね、集会所の話もあります。日常的なも

のを大事にするのか、防災そのものを大事にするのか、我々もですね、防災で基本的に役場機能が失われたときには、どこどこへそういう機能を移転するとか、もちろん紀北町だけでは対応できない部分があり、町外でなければいけないかもわかりません。それは災害の規模にもよりますんで、議員のおっしゃることはよくわかるんですよ。高くへそういう公共施設を置かなくてはいけない。これはそやけど短期間にですね、2年、3年でできるようなことではないと思っております。だから10年、20年、50年のまちづくりを行ううえでは、そういった議員のことも大変重要な観点だと思っております。

平野倅規議長

奥村武生君。

奥村議員、もう時間ですのでまとめてください。

9番 奥村武生議員

はい。午前中もそうですけどね、すり替えるんですよ。10年、20年、30年のスパンで庁舎を高台、そんな馬鹿なことないですよ。言いつ放して終わりますので、まとめて。回答は結構です。

これは私も、なぜあなたに腹が立つのはですね、あなたじゃなしにですよ。後ろから読ますんかと、あなたに認識してもらうために私は読んでくれと言っておるわけで、何もほかの議員がクレームつけることじゃないですか、議長。冗談じゃないよ、そんなもの。真剣にやっておるじゃないか。どんだけのことを日にちを使ってきたんや、このために。水をさすと腹立つよ。真剣になってやっておる問題。

平野倅規議長

まとめてください。

9番 奥村武生議員

自主防災に頼るだけじゃなしに、私はこれ読んでいただいたのは、地方公共団体としてできる限りのことを、まずやろうじゃないかということなんです。それをおわかりいただきたいと、町長はおわかりになっているとは思いますが。それをさらに一層ね、具体的に理念を持って住民の命と健康を守ることをですね、やっていただきたいということを、私は言いたかったわけです。以上であります。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるとおりでございます。議員が言うようにですね、行政を守るものとして、議員のおっしゃるよう行動して、行っていかなければいけないと思いますので、真摯に応えさせていただきます。

9番 奥村武生議員

ありがとうございました。

平野倅規議長

これで、奥村武生君の質問は終わりました。

次に、10番 東篤布君の発言を許可します。

10番 東篤布議員

10番 東篤布、平成23年度本年最後の12月定例会、一般質問させていただきます。議長の許可をいただきまして、約30分ほどですね、やらせていただこうと、こう思っております。

今回、通告をさせていただいたのが、3点ほどございます。通告書どおりにちょっと読んでみますけれども、まず、第1点目がですね、墓地のことでございます。2点目が紀伊長島区の野々瀬地区にあるところの土採りですね、水谷建設の。そして3番が、前者議員何名もやられております防災計画についてでございます。

まず、1点目から、この当紀北町には、町長、町営墓地というのがですね、僕は認識しておるところでは長島の久野地内にある墓地が町営墓地であると、ここ1箇所だと思うんですけども、その点をちょっと教えていただきたい。

そしてまた、この久野地区の町営墓地がですね、何年ごろから、昔からあるわけですがけれども、何を言いたいかと言いますと、墓地がないんだと、少ないんだということは、合併以前から奥山町長の時代から問題になっておりまして、用地買収等も含めてですね、前町長とも話しておったんですけども、その点がどうなっておるのかなという点を教えていただきたい。いわゆる一番の1点目がですね、町営墓地の歴史、いわゆる問題点等も含めてでございます。

2点目はですね、先ほど申したように町営墓地というのは、当紀北町には何箇所あるのでしょうかという点。

3点目はですね、前奥山町長時代、いわゆる合併前の紀伊長島町時代から墓地が少ないよということですね、何とか墓地を造成せねばならんと言いつつも、なかなか思うようにいかないの未使用墓地、かなり古い墓地をですね、現在使用されていない墓地を整備して再利用を図っておったのが、現状でございます。その点も今現在、未使用墓地がどれほどあ

ってですね、今現在、利用可能な墓地がどれほどあるのかという点をお答え願いたい。

まず、1点目からいきましょうかね。整理できませんので。まず3点の中の1点目の墓地の問題からご答弁願いたい、こう思います。よろしく。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

東篤布議員のご質問にお答えいたします。

町営墓地の歴史につきましては、大正3年ごろ、現在の長島墓地のJR側から拡張工事が行われておりまして、最近では長島墓地の西側に昭和54年に337区画、平成15年に60区画を整備いたしまして、現在の長島墓地となっております。

町営墓地として認識できますのは、昭和32年11月に、三重県知事に墓地拡張経営許可申請書を長島町長から提出いたしております。それ以前につきましては、町営墓地かは確認ができておりません。

次に、紀北町に町営墓地は何箇所あるのかにつきましては、議員おっしゃったとおり、紀伊長島区の長島墓地1箇所でございます。

次に、奥山町政時代には未使用墓地を整備し、再利用を図ると同時に、用地確保を検討中であったが、現状報告をお願いいたします。につきましては、現在、長島墓地の全体の区画数は2,073区画で、敷地面積は1,239㎡の駐車場を入れまして7,846.99㎡でございます。平成19年の墓地拡張工事以降、新たな区画整備は行っておりません。

新たな使用希望者につきましては、町が保管しています7区画と、改葬等で返還される区画で対応していきたいと考えておりますが、町といたしましては、それに加え、使用者不明の区画が18区画ありますので、使用者の特定を行い、町保管区画として整理して再利用を図っていきたいと考えております。以上です。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

すみません。訂正させていただきます。平成19年の墓地拡張を工事以降と読んだそうです。

平成15年の墓地拡張工事以降というふうに訂正をお願いいたします。以上です。

平野倅規議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

ありがとうございました。細かい数字はさて置きましてですね。当町に町営墓地と、いわゆる呼ばれる墓地が、久野地内の1箇所であるというて、これがまず1点ですね。そしてまた、近年であれば、平成15年に数箇所の新たな墓地造成が行われて以来、行われていない。いわゆる8年ですか、今23年ですから、8年間行われていない。15年に町でつくられた墓地が、もうすでに造成と同時にですね、売却されております。そしてまた、その以後は旧墓地、いわゆる未使用墓地を再利用させていただいて、使っておるのが現状でございましたけれども、今現在、それから8年経ちまして、今残っておる未使用墓地は約18ほどあるんだという、ご答弁でありました。

さて、そこでですね、町長、いわゆる平成15年に新しく何区画かつくった。それもすぐに売れてしまった。売れてしまったけど使わずにそのまま置いてあった墓地もあったんです。16年当時でしたかね。墓地を必要とされる方が、あそこに空いておるやないかと、使わせてくれませんか、いやもうすでに不動産じゃないんですけども、売却済みなんですね、ほかの方にお譲りするわけにはいきませんということで、お断りしてきたような状態でした。そしてですね、未使用墓地を再利用するしかなかなかろうなということに至ったわけですけども、その時点で奥山町政時代に、近隣の土地を譲っていただいて造成できないかという、検討させていただいておったわけです。僕も今、手元に図面と公図があるんですけどもですね、長島の方ならよくご存じだと思いますが。我が墓地とですね、天理教との間に民間の方が持っておられる約1反5畝ほどの土地がございます。それを買収したらどうかなという話になっておったんですけども、その後ですね、町の合併になりまして、その後、話が途切れておったんですけども、奥山町長から、今、尾上町長が引き継ぎになられてですね、その点の墓地造成についての計画等は、今ございませんか。聞いておるのか、ないのかという点も含めてですね、ちょっと教えていただきたいんです。

まず、問題点は墓地が不足しておると、この町営墓地についてはですよ。あとの各自治体といいましょうか、地区で、区でやっておる墓地についてはですね、不足しておるという話は今のところ聞いてないので、この久野の町営墓地についてだけ絞ってお尋ねしますけれども、その点どうでしょうか。奥山さんからですよ、引き継がれておったのか、否かという点とですね、今、この不足しておる現状は町長も担当課からお聞きになって、ご存じだと思うんでして、その点はどうでしょうか。町長、今後のですね、計画も含めて端的にお答え願って結構ですが。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

今ですね、返していただいたり、借りていただいたりということですね、一進一退のよ
うな感じだと担当から聞いております。また、この町営墓地のことは、私、引き継ぎがちょ
っと受けておりませんので、そこら辺ももっと勉強していきたいと思います。

平野倅規議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

合併当時はですね、多くの問題がありましたので、ちょっと漏れておったのかなと思いま
す。しかし、現実は今現在、この問題が起こってきておりますのでね、今から取り組んでい
ただいても、十分間に合うのではなからうかと、こう思います。いわゆる約450坪ほどある
わけですから、道路面を入れましても、かなりの数ができていくのじゃないかなと、こう思
われます。

言いつ放しで終わるのもなんですから、町長どうでしょうか。今、町長もこの公図はお持
ちですか。であれば、これ見ていただくとわかりますね。いわゆる1639とかね、地番が
ございますけれども、これは個人情報になるのでちょっと言いませんが、地権者の皆さんと
相談していただいてですね、ごめんなさい、今ちょっと地番間違っていましたけども、早急
にですね、町営墓地の造成に着手していただきたい。それ今、ここでお願いしたいと思いま
すが、町長、どうでしょうか。非常にですね、長男以外の方ですとね、墓地のない方も多い
わけですし、どうでしょうか、町長、その担当課と相談したうえでですね、早急に着手して
いただきたいと、こう思います、その点をお答え願いたい。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

町営墓地のことですが、今、手持ちの分と入れると25区画残っているというふうに、ただ、
特定されていないので本人がおみえかどうか、お持ちの方がですね、わかりませんが、担当
課のほうと十分協議しながらですね、この町営墓地のあり方について検討をしていきたいと
いうことで、ご理解いただければいかがでしょうか。

平野倅規議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

ありがとうございます。しかし、町長ね、検討するとか、善処するというのはですね、えてして曖昧でございまして、早急に担当課と相談したうえで着手すると、こういうご答弁だと受け止めてよろしいでしょうか。ここは端的に終われませんか、町長ね。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

ここで断定的なことはちょっとご辛抱願いたい。検討は始めます。

平野倅規議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

検討を始める。いわゆる着手する。着手したうえでね、難しい点もあるでしょう。ですが、直ちにやってくださいということ、考えていただきたい。俎上に上げていただきたい、こういっておるわけですね。その点を理解していただいて、早急に町民の皆さんの要望がかなうようにしていただければ、幸いかなとこう思います。

これで3点の中の1点目を終わります。

はい、2点目ですけれども、水谷建設との用地譲渡契約について、この中身だけ抜粋してありますけれども、平成13年ごろからでしょうか、中部国際空港に土砂を搬出するんだということですね、当町のレク事業の用地の一角であるところの野々瀬地区で、約500万㎡余りの土砂を出すんだという、2年ですね、出すんだと、だから2年間の、いわゆる町に、また漁業組合に対する補償として、某かのお約束事をいただいたうえで着手、スタートした事業でございますけれども、この当初の計画どおり進んでおるとするならば、今現在は、あそこは綺麗な緑化公園になっておりまして、レク事業の一環としですね、また事業として、地元の皆さんに、子どもたちに遊んでいただいている場所に仕上がっているはずなんですけれども、あれからもですね、随分10年近く経ってきて、いまだに赤茶けた土質が見えたままです。また、土砂等も約3分の1から4分の1しか採れてないのが現状でございます。

そういった中において、町民の方でもご存じじゃない方もおろうかと思っておりますけれども、僕は合併以前の16年ごろからですね、この土採り申請が毎回毎回出てまいります。この申請を受理するのはいいけれどもですね、いわゆる近隣にあるところの鳥羽にある鶴田石材とい

うのがあるんですけども、そこと同じように、鳥羽の場合は鳥羽市に対してですね、緑化資金という名目で、もし会社に何かあった場合には、市であとをちゃんとやってください。こういう保証金を積んだうえでやっておるから、当町もいわゆる緑化資金、名目は何でもいいんですけども、某かの予算をいただいてですね、許可しませんかと、こう言い続けてきておったわけです。

その話の中で、いくら大手とはいえども、この先の見えない世の中ですから、慎重のうえにも慎重を重ねたほうがいいですよと、こう申してきた。いわゆる危惧しておったことが現実になりましてですね、危惧で終われば良かったんですけども、いわゆる水谷建設が会社更生法の申請を出した。これが通るか通らんかまだわかりませんね、申請ですから。いわゆる事実上の倒産ということでございます。このような事態に当町で土採りをしておった業者がこうなった。じゃその時点ですね、当初からよく思い起こしていただきたい。町と業者の間に、また町、いわゆる町民との間に、どのような約束があったかという点をですね、もう一度住民の皆様によりわかりやすく説明していただけませんか。その点で、その問題点をどうしていくかということをお話したいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

今日は手元に協議書というあれなんですけど、土砂の採取を完了した後に、公園整備や駐車場含めグラウンド等ですね、そういったものも含めてやっていただく、10年間のその維持管理ということで7,000万円というお話はですね、伺っております。

そういう中で、私どもといたしましては、私になる以前から、議員のときからですね、毎回のように出されて、それから町から付ける意見書もですね、毎回のように入らせていただいておりますし、今回もそのつもりでございました。しかし、こういう状況になって、保留ということになったわけでございます。そういうことから考えますと、うちとしては今までどおりの姿勢を崩さずやっていきたいと思っております。

平野倅規議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

いや、ちょっと今の町長の説明では、住民の皆様によりわからんと思います。いいですか。2年間でこの500万㎡の土砂を出します。これは中部国際空港に出すんですと、ただ、契約

書には中部国際空港とは書いてなかった。航空関連、空港関連と、こう書いてあった。いわゆる三重県の、また紀伊長島の地元の企業には影響を及ぼさない。だから空港関連とこう書いてある。まあそれはいいんです。大事なことはこういう点なんですね。漁業組合に補償金いくら払いましょうと、町に対しても、あとき1億円だったと思いますけれども。それよりもっと重大なことはですね、今、町長の説明では公園につくっていただくんだ。管理費をいただくんだと、こうおっしゃいました。それも大事なんですけども、もっと大事なことは、綺麗に整備したうえで、今度レク事業の用地の中の一角で、これだけの事業をさせていただくんですから、事業をするということは、当然、利益を見込んで、いわゆる民間企業はやるわけですね。だからそれだけの事業をさせていただくことによって、いわゆる当水谷建設もそれだけの利益を得られる。じゃ、その間はそれだけ地元の皆さんにご迷惑をおかけするんですから、当然、公園、緑化公園にしたうえでですね、それで10年間の管理費等も差し上げましょう。そしてなおかつ、この土地は町に譲渡しますよと、こうなんです。一番大事な点はですよ。譲渡する。差し上げます。いわゆる売買契約と同じなんですね。某かの利益を得るからこの土地は名義書き換えましょうということは売買と一緒になんですよ。いいですか。

そこで今、大事な点は町長がですね、今までと同じように真摯に受け止め、重く、いわゆる意見書を付きたい。いやもうそういう段階じゃないんですよ。いいですか。土採りの申請の段階じゃないです。もうこれは却下された、県から。この民事再生会社更生法が通るか否かが問題になっておる。今現在、あの会社を自由にできるのは管財人なんですよ。この会社を更生させて良いのか悪いのかという判断は、管財人を含めて、いわゆる債権者の皆様が判断されると。信じて会社いわゆる投資してきた債権者の方々がですよ、さあこの会社を更生させて、再度やり直させて良いのかどうかは、これ債権者の皆さん、管財者の皆さんの判断にかかっておるわけです。

というならば、不採算部門、利益の上がない部分は切っていくなさい。こういう話になろうかと思えますね。だから今、町長がおっしゃったように、土採りの話じゃないんでして、許可を出すとか出さん、条件をつけるとかそういう話はもう終わっておるわけです。今大事なことは、当町の住民の財産を守ることなんです。いわゆるこの約束事を果たしてもらわなければならない。いわゆる水谷建設の社長の意思ではもうどうにもならない。管財人の手にあるわけです。じゃそこで何をしなければならぬかという点、これちょっと副町長にお尋ねしましょうかね。どうでしょう、副町長。

今、当町として一番しなければならない点は、債権を守ること、それについてはど

のような手立てを講じなければならないか。当然、町長も副町長もご存じだと思いますので、お尋ねします。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

議員、言われるようにですね、水谷建設の会社更生手続きが、もうスタートしております、実は今日ですね、桑名市でその会社更生に関する説明会が行われておりまして、建設課と農林水産課の職員が行っております。そのような今、具体的な状況になっております。で、今後ですね、この水谷建設については、先ほど議員も言われているように、債権ですね、金銭債権、要するにお金を水谷建設に対して権利を持っている方がいるのと、我々の町みためにですね、財産上ね、土地を譲渡してもらおうというような債権、これ同じ債権ですけども、こういった債権を持っている者はですね、おそらく数えきれないぐらいの水谷建設にはいらっしやると思います。

で、そういった債権者が今後ですね、会社更生法の管理人に債権の申し立てをすることに手続き的になってまいろうかと思えます。それがおそらく一般的ではですね、今から。ちょっと今日の説明会で多分もう話があったと思うんですが、おそらくあと2週間とか、1カ月後とかいうような後にですね、それ以降1カ月という間に債権を届け出なさいと、そういうような期間が設定されてですね、そういった届け出のあった債権の中でですね、管理人がまたその債権をチェックして、それで会社更生、先ほど言われておりましたように、会社更生上、どのような考え方で会社を更生していくのか、あるいは債権についてどういう扱いをしていくのかということ、検討されていくのだというふうに考えております。

で、町としましては、当然、先ほど議員言われましたようにですね、この公園を整備する、あと維持管理費の7,000万円をいただく、そして整備された公園について土地の譲渡を受けると、単純にいうと、この3つが大きな債権だと思っておりますので、これについて管理人のほうにですね、申し立てていくというのが、我々の今の対応かなというふうに受け止めております。で、その後、会社更生法の手続きにのってですね、我が町の持つ債権の認定のようなものがあるわけですけども、それを受けてですね、その結果によってはですね、我々また再度ですね、その認定について異議を申し立てるとかいうようなこともですね、必要になっていくのかなと思っております。

ただ、我が町の債権のちょっと特殊なところは、その条件つき債権といいまして、要する

に土砂を採取が終わったあとにですね、公園を整備して、で、維持管理費をもらって、そして土地をいただくという、それが若干ですね、普通のストレートな債権と違うところがございまして、その辺がですね、今後の会社更生法上の手続きの中でも、普通の債権と、ちょっと特殊な要素になってくるのかなというのが、一点ありまして、その点について、早い段階でですね、こちら側の主張というものを述べていきたいというふうに思っております。

平野倅規議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

副町長、ありがとうございます。いわゆる本日、債権者会議が行われておるとい報告でした。それでまた債権者会議とはどういったことかという、いわゆるお金を貸した人は、自分の権利を主張しに行く、こういう場である。で、当町の場合はちょっと変則的であるけれども、こうおっしゃったけれども、いわゆる財産も何も金と一緒にですよ。何も変則的じゃない。ややこしく考える必要ないんです。当町の債権を主張するという、それが大事なこと。

もう1点、今、当町の場合はですね、もう債権といってもちょっと条件つきですと、こうおっしゃった。土を採った跡に、だから採ってないからとも取れるような言い方、これは違うよ。大事なことは土地を町に寄付すると言っておったということなんです。当然、寄付するけれども、まずは採らせてくださいということなんでしょう。土採ってないからもらえないんですという話じゃないんです。そういう曖昧なお考えが、先月ですが、先々月ですか、出てきたでしょう。公拡法に則ってみたいな話でですね、いわゆる水谷建設が自分とこの土地を売るんだという話が出てきたじゃないですか。ある企業に売るんだと、今、事業をしておる途中の土地を売るということになると、いわゆる公的な判断が要るということで、公拡法の適用を受ける。それに対して市町は何ももの申せないのが、公拡法なんでして、ただし、当町については、いわゆる今までの条件があるから、それを止めなさい。阻止しなさい。6月議会でしたでしょうか、町長にこれは裁判も辞さない考えございますかと申し上げたら、町長は、当然、その腹でございましてということで、その売買はいわゆる消えたやに聞いております。ある筋からですよ。

そこで問題になるのが、この野々瀬地区のですね、登記簿謄本あげたことがございますか。いわゆるですね、町に差し上げると契約をしておきながらですよ、その契約した町に対して、あれ売るんです。許可してくださいと平気で言ってくるような業者じゃないですか。とんで

もない話ですよ。小学生と話しておるんやないんやから。あの当時23名ですか、議員がおったわけです。今18名、えらい馬鹿にされた話じゃないですか。この登記簿謄本に善意の第三者のですね、登記がついてないんですか。町長にお尋ねします。それがついてしまっておったら、今この話も無駄になってきやしませんか。そのようなお考えでおられるんなら。確認をとられたかどうかだけ、確認いたします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

申し訳ないです。そこのところの確認はやっておりません。

平野倅規議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

それはね、町長ね、他人事だからそうおっしゃるん。この土地をいただいて、財産をいただいて自分の息子の名義に、また自分の名義になるとするならば、我がこととするならば、いいですか、いつ仕上がるか、仕上がったらこっちのものになると、2年間とっておったけども、10年近くなってしまった。それでも待ち続けておる。あなたがおられる、子どもがおられる、その土地をですよ。今、会社が破綻したんです。この債権を守ろうと思ったら、いいですか、この前、売却の話が出た時点で、もし手金でももらっておったら、どうする。これ担保設定されておったとしますよ。だから謄本あげなさいと言っておる。債権を第三者に、善意の第三者にまかれておったら、当町の主張はもちろんしていくんですけども、非常に弱くなりやしませんかということを懸念しておるから、こう申し上げておるんです。その点は、副町長、ご理解いただけますか。謄本に第三者の債権があるかないか、これは確認してないということで今、町長がご答弁いただきました。であるならば、早急にですね、謄本をとってですね、チェックしてみませんか、副町長、どうでしょうか。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

ご指摘のとおり対応したいと思います。はい。

平野倅規議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

ですからですね、議員の皆さんもお考え願いたい。いわゆる土を採る、採らない、またそれを許可するか、せんかという件ですけれども、それに対して意見書をどのような意見書を添えるかという話の段階ではないという点をですね、申し述べておきます。そして早急に、いわゆる謄本等をあげてですね、そのうえで善意の第三者の、いわゆる権利が発生していないかどうかを確認すると同時にですね、当町の顧問弁護士と相談のうえで、当町の住民の、いわゆる子どもたちの財産を守るためには、どのような手立てを取るべきか、債権留保をかけるにあたってですね、どのような手続きを踏まなければならないか等をですね、検討したうえで、早急に手を打っていただきたい。この点を申し述べて、この2番の案件については終わりたい、こう思います。よろしく申し上げます。

次に、第3点、防災計画についてでございますけれども、これはもう耳に何とかができるほどですね、多くの議員の皆様、またご答弁等もいただいておりますけれども、私は今でもですね、3月24日、3月11日に起こったですね、あの震災ですね。私は現地に3月24日に行かせていただきました。石巻の万石浦中学校、そして近隣等もですね、何箇所か見させていただいたんですけども、もうそのですね、歩いて見ても回ることすらですね、非常に申し訳ない。こういった気持ちになって帰ってきたわけです。ですけれども、それからNHK等で、いわゆるあれから10カ月経った。そして今までの事の流れを冷静に判断してみようということですね、報道されております。町長も先ほど言われた、でんでんこですか、でんでんこでしたね。でんでん。てですか、てんでんこ、これは方言でして、いわゆる解釈するならば、てんでんばらばらに逃げなさいという、この言葉の、この意味の略だとか聞いております。

もちろんですよ、手助けしなければならぬ方には手を貸しながらなんですけれども、いわゆる人に頼らずに自分自身の身は自分で守りなさいと、そして大川小学校にしてもそうですけれども、校庭に集まって点呼なんか取らずに、まずバラバラでもいいんです。逃げて、逃げたところで点呼取ればいいんです。そういった意味でのてんでんこだと、このようにテレビでも言うておりましたですね。

それでまた、自分が幼少のときに津波の実体験を持ったおばあちゃん、田畑さんでしたでしょうか。言ってましたけれども、とにかくその方がもう学校へ行って、過去の津波の話を言い続けておったわけですね。それらをすべて含めて自分自身の、また当町の反省も踏まえてですね、見たり聞いたりしておりますとですね、町長がいつもおっしゃっておられる、自

助、共助、公助というのですか、この言葉の意味がですね、私も含めて町民自身がもう少し理解していかなければならないのじゃなからうか。で、町民が常に理解が薄いということはですね、いわゆる公助の部分で申して、町の姿勢がですね、もう少し強くあってはいかがか。いわゆる地域の自治体、自主防災から 200件近い要望が出てきておるわけですよ。

そこで、ある議員さんがこうおっしゃっておった。できることとできないことはね、町長明確に言ってあげてください。できないと言われたら私は地元の皆さんでやるんですと、こういっておった地区の議員さんがおられたけれども、昨日の新聞に、その地区が自分で自主避難の道路をつくっておった。町長が常日ごろ言っておられるのは、こういうことなんですよ、町長。自分たちでできることはやってくださいと、まず自分の身は自分で守るんだという姿勢が大切なんですと、こう常々言っておられる。私はそうとおるんですけども。これについてはね、もう言うまでもないんです。町民の皆さん一人ひとりが本当に東北震災の映像とか見たり聞いたりしてですね、自分一人ひとりが、何といいしまししょうか、もし起こったらどうしよう。例えば友だちの家に遊びに行って、もしここで起こったらどうしよう。僕なんかもね、常日ごろは、例えば、安全な場所近くにおったとします。でもいつもそこにおるとは限らんわけじゃないですか。ですから、特に東京なんかへ行って地下鉄なんかに乗りますとですね、こんな地下5階ですよ。もしものことあったら、どうやって逃げようかな。もちろん地理にうといです。階段がどっちへ行ったらどこへ行くかもわからんわけですよ。ですから、住民の皆さん一人ひとりがですね、自分のいわゆる行動範囲も把握したうえで、例えば隣の紀勢町錦浦なんか見ますとですね、いわゆる公助の部分になろうかと思えますけれども、町の方針として5分で逃げれる一時避難場所を、数10箇所用意しておられますね。それでなおかつ、不足だということで公共の建物等を避難場所と指定して、なおかつ、それは避難場所として使えるように予算を投入して、外階段等を付けてやられておられます。いわゆるこれが公の部分でなからうかと思うわけですね。

住民の皆さん一人ひとりが自助の部分で、自分たちが今、どういった立場に、どこにおるのか、もしものことがあったらどうしようかということ、常々考えていただくと同時に、明確に町としてその方針を示していく、いわゆる公助の部分ですけども、先ほど副町長が答弁されておりましたね、前者議員の。いわゆる何分で逃げれることを想定しておるんですか。で、教育長おっしゃっておられた。いわゆる東小学校は6分ですと、紀北中学校は何分ですと、こうおっしゃってましたけれども、いわゆる公の部分で申しますと、いわゆる、目標は5分で逃げれる避難場所を設置していくんだという、強い意思を明確にされてですね、町

民に。で、それを前向きに建設していく、つくっていく、そのうえでなおかつ、公としてやるべきことをやったうえで、住民の皆様は自助の部分で、それぞれの命を守ってくださいと、こうおっしゃらねばならない、こう思うわけです。

ですから、もう一度、自助、共助、公助の部分を住民の皆様にご理解していただくと同時に、また私自身も理解していくと同時にですね、もう一度、町長に明確にこの話をさせていただきまして、そのうえで町の公の部分としての方向性としたら、こうやるんだということをですね、いわゆる公共施設というのは最終避難場所になる、一時避難場所になるんですから、こういうふうな長期展望持ってやっていくんです。避難路というのはこういうもんなんです。避難路の先には避難場所があるんです。避難場所というのは長期滞在型も可能なのとかね。そういう町の明確な方向性を示していただきたい、こう思うわけです。ですから、くどいようになりますけれども、簡単で結構です。自助、共助、公助の部分の説明を簡単にさせていただきまして、そして公としての部分で、町長の今後の方向性、いわゆる住民の命を守るために頑張りますとか、そういう抽象的なね、お話ではなくて、明確に私は避難路はこうあるべきだ、最終避難場所はこうあるべきだと、いわゆる学校等の避難等については、一応5分を目指しておるんだ、10分を目指しておるんだ等のお話をいただければ、住民の皆さんも安心して自助の部分にですね、励めるのではなかろうかと、こう思います。くどいですがね、説明してあげてください。自助、共助、公助の部分について。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

自助、共助、公助、議員が全くおっしゃっていただいたことですので、繰り返しになろうともあろうかと思えます。まず自助、自分自身がですね、命を助かるということが、まず第一になろうかと思えます。そういう中で、よくですね、自助、公助、共助が言われるのが、公共としての逃げではないかと、公がしてくれないから地域が、コミュニティがやらなければいけない。コミュニティがやらないから個人がやらなければいけない。これまったく逆のことでございまして、やっぱり自助ということがございます。自分の命は自分で守ると、まずそれがですね、やっぱりしっかりとしたものを持ってないと、自助、共助、公助の本当の意味合いが出てこないものだと思っております。そういう意味では、議員おっしゃったようにですね、いろいろその地域でやっていただいております。

そういう中で、私この場をお借りして一言お礼を申し上げたいのはですね、この紀北町に

おかれましては、自主防災会とか地域の皆さんがですね、大変、この言葉等も理解していただいて、今、三浦のこともおっしゃったと思いますが、それぞれの地域でですね、避難路等を積極的に設置していただいたり、防災倉庫とかですね、そういうものをやっていたいてあります。このことにつきましてはですね、本当に有り難いと思っております。また、これ、この間も相賀地区が三重県でその防災の奨励賞もいただきました。そういったことで、こういった自助、共助の部分ではですね、三重県でも大変高く評価していただいておりますので、これはもう私どもよりも住民の意識が先に行っているのじゃないかと思うぐらい、本当に有り難いことでございます。そういう意味からすると、私も先ほども申し上げましたが、真摯にその公助の部分を取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様にもご理解をいただきたいと思っております。

そういう中で、今、議員もおっしゃいましたが、逃げるということをどういう位置づけをしているのかということでございます。より早く、より高く、これをモットーにですね、まず児童生徒、今、教育長からもお話いただきましたが、安心して避難できるように、それから5分以内と議員おっしゃっていましたが、今、私がやっている手法はですね、半径500mで円を描きまして、その中には1つ必ずどっかへ登る道をつくりたい。それが先ほども申し上げましたが、安全とかですね、もう高齢者も登れるではなくてもいいから、どっかへつくりたいと、そういうこと、半径500ということはですね、真っ直ぐであれば5分で行けます。ただ、道が曲がり、そういうことも考えると、確かにもっとその中にもつくっていかなければいけないと思っておりますが、そういうものは地域とともに、共助の部分、公助の部分で頑張っていきたいと思っております。

それと、避難路という形では一応基本としては2m幅で、高さは最低20mを確保したいなとは思っておりますが、その地形等もですね、この辺リアス式で、大変急峻なものですから、その辺はできない部分もございますが、高さだけは20m、どういう形でもやっていきたい。それと逃げ遅れた方や、高齢者の方がですね、命を預ける場所として、今回予算で認めていただきました議会棟が、ここの3階よりも高いもの、柵もつくります。そこへ登るための階段もつくります。また、東小学校もですね、議員、前、ご指摘いただいた屋上への登り口の低いものも高くしてですね、あそこも柵を屋根の改修のときにとってしまいました。高齢者にとってはですね、貴重な避難の1つとも考えられますので、そこに対しての柵もですね、皆さんのお認めいただいたところでございます。そういったこともやっておりますので、今後ですね、新年度には、またそういった予算も大変多く出てまいると思っておりますので、皆さ

んのご理解、ご協力と、地域の皆様、自助として自分は津波でんでんこで生きるんだという意思を、しっかりと持っていただきたいと思います。以上でございます。

平野倅規議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

ありがとうございました。今の町長の話は、防災に対する理念かなと、こう思いますね。もっと具体的に現実味をおびた、あそこにこんな道路をつくるんだみたいなね、幅何メートルで、大体予算は何億円ぐらいかなみたいな。明日に夢を持てるようなね、また話も今度はしていただきたいなと、こう思いますけれども。

半径500m、例えばですよ、長島区の西長島ですね、今の漁業組合とか、商工会のあるとこですけれども、17年でしたか、僕はいわゆる計画を立てたときに、あそこが松本というところでも1箇所ないんですよね。それから元の回生病院さん、そのまた前身は南病院とこう申してましたけれども、今の第三銀行の前のあたりですね、そこにも1箇所。それから少し行きますと、以前の旧漁業組合の事務所があるんです。ちょっと耐震補強はせなならんですけども、立派な建物が。それともう1つは、よく校舎が低いよという問題になっておる西小学校ですけども、これも非常に強固な建物でして、避難場所としては有効なんですよ。この1、2、3、4箇所で、あのエリアの全部の、いわゆる5分で逃げれる、町長がおっしゃった半径500mの避難場所が確保されるわけです。そしてなおかつ、また記念碑山等がありまして、そこが最終避難場所になっておるわけですけども、それでまた、平岩町からずっと松本を通過して、あのあたりまで5箇所ぐらい階段が設けてあります。階段が設けてあるけれども、これは全部この道路はですね、行き放しでして、途中でもう砂防があって通れなかったり、何でしょうか、行けども行けども終着点がない。また途中で道が切れておるといのが、平成15年ぐらいのですね、紀伊長島町の避難路でした。

ところで、県のほうにお願いしてつくっていただいたのが、この各所から登っておる道路を1本こうつなぎましてですね、こうグルッと。そして最終避難場所であるこの記念碑山で通っておるわけです。今はですね、こうこれが3本ぐらいルートできてますけど。しかしなれど、年配の方はなかなか簡単に登れるような階段じゃないんでして、僕ももう少ししますと後期高齢者じゃない、中年層に入るわけですけども、もう途中まで行くだけでハアハア一言ってくる。ハアハア一言ってやっこさ登った、この前もね。長島神社の裏から見に行ってきた。地元から要望があって石ころが落ちておる何やというのを見に行ってきたんで

すけども、もう終わります。終わります。でも、最終行った避難場所にはですね、平地はあるけど雨露をしのぐもんがないというのが現状でございます。その点も踏まえて高齢者の方々でも上りやすい、いわゆる幅の広い道路をつくりなさいよということになるんでしょうけれども、それでその行き着く先には雨露をしのげる場所、各所にこんな広い紀北町で何箇所もつくるわけにいかないから、今後は公共施設は高台にしていきたいと思いますということになるかと思っております。はい、以上で終わります。

3点ほど町長にお願いしました。墓地につきましては、今後、もう早急に着手じゃなくて、検討するという、私から言わせれば検討するということは、スタートラインに一步踏み出したと、このようにとらせていただいております。

水谷建設の問題につきましては、土を採る、採らん、許可する云々の話はもう終わりました、町の、いわゆる町民の財産確保のために、債権を主張していかなければならない。いわゆる債権留保をかけてくださいよということも申し述べました。

3番の防災につきましては、まず、公助の部分を明確に示したうえで、自助の部分も住民の皆様に深い理解をしていただだけませんかという話でございました。そういった点でございました。ありがとうございました。

3時までには終わりました。ありがとうございました。どうも議長ありがとうございました。失礼します。

平野倅規議長

これで、東篤布君の質問は終わりました。

平野倅規議長

ここで、3時5分まで暫時休憩いたします。

(午後 2時 50分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

平野倅規議長

次に、14番 中津畑正量君の発言を許可します。

14番 中津畑正量議員

議長の指名を受けまして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は過去にも、この1年ほど前にも質問をしてきたところがございます。中身については、町長もすでによくご検討されていることと思います。来年度の予算査定も目前に控えて、この質問をいたしますので、明確な回答をよろしくお願いいたします。

それでは、1番の巡回バスについて、町長、担当課長にお聞きいたします。7月から巡回バス、いこかバスが試験運行してきておりますけれど、利用者は大変喜んでおります。数は少なめですが、本当に足のない、通院するにしても買い物に行くにしても、食料が地元では買えなくなっているような地域もございますから、当然、大変な喜びようでございます。海山区は便ノ山線と、紀伊長島区は海野線の2路線が、三重交通と委託契約し、来年3月まで、今年度の予算の中で委託料430万円で運行をしております。5カ月を経過しましたが、現況を伺います。

8点ほどに上りますが、1つとして乗車率の問題は、この5カ月間でいかほどになっているか。

また、2番目にはバスの停留所、便ノ山線12箇所、海野線が13箇所ありますけれど、これについての意見等は出ていないかどうか。

3つ目に、運賃についてですが、結構これは負担になっているのではないかと私も思いまして、いろいろ聞いておりますけれど、高いんではないかという話もございますけれど、これ毎日乗る人にとっては大変大きな負担、300円、400円というのは大きな負担になってくると思いますが、通院とか、1週間に1回、2回の買い物であれば、許容範囲だと言われる方もございます。これらについての意見が出ているかどうか。

4つ目には運行時間、午前中、片道1便と往復2便の運行時間でございますが、それぞれ曜日を違い、週に2回運行時間を持っております。これは午前中の運行でございますから、当然、買い物や通院に利便性が、本当に使う人たちが便利になるようにという配慮の中から、

こういう運行時間を持ちましたけれど、これについては午後の夕方にも帰る便がほしいというような声は出ていないのかどうか。

それと、5つ目には、本格運行への見通しはどうか。ここまで約半分きたわけですが、見通しをお聞きします。

6つ目には、運賃収入、7月から11月まで、各月の運賃収入を教えてくださいと思います。

7つ目には、民間委託、三重交通との委託契約の中で、町直営の運行のメリット、デメリットという書き方をしておりますが、私も旧町の時代からこの問題、民間にするのか、町直営にするのかという点では、運転手の人件費1つとってみても、相当な金額に上ろうかと思いますが、そこが最大のデメリットといたしますか、直営でやるときには大きな負担になってくるということは、当然、私もよくわかっているつもりですが、そういう点で、もう少し細かくわかりましたら教えてください。

最後に、交通手段のない地区についての対応を聞かせてください。私の耳には走っているところはいいんですが、走っていない地区については、いいバス、いこかバスというのはいいのできたけど、私の地区にも走らせてほしいという声も、当然、これは出てきております。そういう点で、今後の対応を聞いておきます。

2つ目、3つ目は、あとのほうで質問をさせていただきます。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

中津畑議員のご質問にお答えいたします。

まず、巡回バスの乗車率でございますが、この5カ月間の行きと帰りを合わせた延べ利用者数は918人で、1日当たり平均約10人の方々に利用をいただいております。バス停の利用につきましては、ほとんどのバス停で乗降の利用がございます。また、増設や路線延長等の希望も一部にはございます。

運賃につきましては、特に意見を聞いておりません。

運行時間は、買い物と通院に便利のように、午前中を中心に設定しております。その目的の利用には有効ですが、それ以外の目的では、午後の運行が必要な方もみえると思います。

次に、本格運行への見通しでございますが、試験運行を実施し5カ月が経過しましたが、利用率的には、地域的な格差がございまして、たくさん利用いただいている地域もござ

いますが、少ない地域もございます。行きに比べて帰りの利用が少ないといった状況もございます。

また、7月から11月の運賃収入は20万 5,300円で、5カ月間の収支率は8.6%に留まっております。今後は、利便性の向上に取り組み、利用者の増加や収支率の向上が図れるかといったところを検証してまいりたいと考えております。地域の公共交通は、利用者がいないと存続することはできませんので、路線沿線の住民の皆様には、利用をお願いしたいと思います。

民間委託と町営運行についてでございますが、バスの運行を事業者へ委託せず町で運行する場合には、車両の管理、運行の管理、安全管理など道路運送法で規定されている業務を全て町で行うこととなります。そのため資格者も必要になり、したがって、そのような態勢が整っており、何よりも安全管理のノウハウの蓄積もある事業者へ委託しているところでございます。

交通手段のない地区についての対応ですが、今回の試験運行は、そのような地域での交通手段の確保を検証するため、実施いたしております。今回の試験運行路線をもうしばらく検証して、多くの方が利用していただけるような良い結果が得られましたら、他の地区への拡大を図ってまいりたいと思います。以上です。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

説明の乗車率についてはですね、1カ月918人、これはやっぱり短い区間ではあるけれども、5カ月でね、ごめん。1日10人程度という利用率だと、区間が短い割には乗ってみえるのかなという気もいたします。この乗車率については、本当に増えるほどいいんですが、どんどん高齢化が進み、すでにこのバスを本当に一生懸命で走らせるために動いていた方も、すでに亡くなってしまったという現実を見るときに、随分、必要な人が高齢化がどんどん進んでいくのが、もうこれはやむを得ないという現象だと思います。もちろん、費用対効果という意味では、この巡回バスの件については、これは本当に困っている人に光を当てる、この施策だと、食料1つ買うにしても買いに行けない状況を考えると、できるだけ有効に、できるだけ多くの人に利用していただけるような運行方法、これから走っていないところも含めて考えていくべきだということに思っております。

バスの停留所等につきましては、海野線なんかについても、前回の旧町のときの試験運行

では、中ノ島は道路の上のほうで停留所をつくってございましたけれど、今回、駐車場まで下りていただけるということでは、高齢者の人にも大変好評であります。この運行時間の週4日間この走らせている。このことについては大変、それ以上増やしても、なかなか乗車率が上がらないから止めるということではありませんけれど、ほかの地区にこの空いた区間、曜日を回せないのかどうか、そこら辺の考え方はあるかどうかも含めて、ちょっとお聞きしておきます。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりですね、海山区で2日、長島区で2日ということですが、今、現時点はですね、実験中ということですね、現状の中で探っていきたいと、そのように思っております。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

本格運行への見通し、5番目の。この問題についてはですね、多い地区、小さい地区、それは集落の大きい小さい、人口の多い少ないももちろん密接に絡んでおりますから、一概には言えませんが、本格運行への見通しとしては、町長、はっきり言ってどうなんでしょう。そこら辺の見通しは、まだ出せるわけではない。まだあと半分以上残っているということもありますけれど、特に年末なんかはね、日が暮れるのが早くて、なかなかこの利用者が多いということは言えないんですけど、やっぱり月によって多くなったり、少なくなったりする傾向も、若干、先にも見られましたので、こういう点でも是非利用者のね、声を本当に拾っていくためのアンケートといいますか、実際に高齢者にとっては1つ物を書くにも大変苦勞でございます。そういう意味では聞き取りでもいいですから、バスの運転する人にも、下りるときには一言伝えていただけるように努力をしないといけないし、運転手のほうも運転に支障がない限り、話をしているようでございます。私も聞いておりますが、そういう聞き取りの中でね、こう皆さんの要望というものをというのですか、そういうものを聞いていく、それで本格運行につなげていくのかどうかということになろうと思うんですが、実際には今の状態でありますと、ほかの空いている曜日も使ったの運行になれば、当然、困っている人は本当に大助かりだという結果になろうかと思いますが、町長、いかがですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるとおりでございますが、今、先ほども申し上げましたように、聞き取り等も今後進めながらですね、現時点でこの方法がいいのかということも検証しなければなりませんので、もうしばらくですね、検証させていただきまして、今後、どうしていくかということになろうかと思えます。

と言いますのも、老人会とかいろいろ聞き取りした中でですね、需要の多いところから、こう始めさせていただいたような経緯もございますので、極端に言えば、ここが上手くいかないようですとね、また別のことも考えなきゃいけない話にもなりますので、もう少し検討させていただきたいと、そのように思えます。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

町長も考えてはおるのもよくわかります。しかし、私、先ほども言いましたように、本当に困っている方、生活つないでいくために困っている人たちが、本当にこれだけおられるんです。そういう見方でやっぱり今後本格運行に、是非つなげていく方向でですね、いろんな苦勞、工夫、改善をしていっていくということが、必要だと思います。そのことを是非、ゼロだったらもう何も話す必要もなしに、走らせる必要もないんですが、いかに事前の話し合いというのは、この高齢者にとっては走らせていただいたらいいな、しかし、実際乗るのは週1になったり、2週に1回になったりするの、これはもう現実的に買い物も、そこに度々行くもんでもない、1人、2人の生活ですから。そういう意味では十分事情もわかりますし、本格運行へのこの道筋というのは、これは走らせた限りはやるんだということではないですけど、この困っている人に手を差し伸べていくという、この施策、これは我が町ではなくて、ほかの町でも続いていることですから、いかに工夫をしていくかということで、本格運行につなげていく、そういう思いが当然必要だと私思いますが、町長、もう一度答弁願います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

私もですね、決してこれを止める方向でやっているわけではございませんので、議員おっしゃるようになりますね、できるだけ本格運行といきたいとは思いますが、先ほど申し上げたように、この方法がいいのかということもですね、こういう乗っていただく人の数とか、要望、また意見聞き取りましてですね、また、違う手段が、違う方法があるかもわかりませんので、しかし、これはですね、5カ月で1,000人も、約1,000人も利用していただいているわけですから、本当に価値のある、利用価値のある運行だと思えますので、私として何らかの形で、買い物弱者ですね、そういう病院へ行く弱者の方の足として、本当に何かの手は今後も打っていきたくて、そのように思っております。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

それでは運賃収入に入りますが、トータル20万5,000円ということなんですね、この収入としては。委託料の430万円と比較すると、本当にわずかなお金でございますけれど、この料金体系で見ると、今まで三重交通さんが走らせていたような料金体系で行っているという関係もあるんでしょうが、300円、400円という格好になります。これはワンコイン方式にしても、この運営費としてね、この430万円の委託料、これにかかわるものとしては、本当に微々たるものだということを考えると、もう少し低廉なといいますか、安く料金もしてあげてもいいんじゃないかと、私は思うんですが、これはまだ中間ですから、一概には言えませんけれど、町長のお考えも聞いておきたいと思えます。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

この事業につきましてはですね、採算性を考えたらできない事業だと思います。ですから、高齢者の方々のですね、交通弱者の福祉的な観点で行っておりますので、その辺は議員もおっしゃるとおりではございますが、ただ、今も走っている三重交通とかですね、そういったバスとの関連もございまして、今現在はこういう料金設定でさせていただきながら、住民の皆さんの意見を聞いておりますが、先ほども申し上げましたように、運賃につきましてはですね、高いとかいうお話は、今のところ聞いておりません。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

大変、心強い町長の答弁で、採算性を考えれば、当然、これはもう走らせられる代物ではないというようなことを言われました。確かにそのとおりです。私も当初からこのほかの地区もそうですが、いろいろこうほかの地区の巡回バスも見てきましたけれど、随分そこら辺は町も高齢者のために、障がい者のためにということですね、走らせているのが現実ですから、是非、そこら辺を考えながら、今後の運行を考えていていただきたい。

1番の最後になりますが、交通手段のない地区に対してね、今後、どうやってやっていくかというのは、本当に走らせているいこかバスが走っているのを見ると、本当に長島でいえばショッピングの買い物に行ったときに、バスが止まっているのを見ると、本当にうちらもあんなバスほしいなというような思いになるのは当然の話で、片上地区、呼崎地区なんかも含めてですね、バスの入らないところについては、やっぱり、前のときにはオンデマンドという話もしましたけれど、予約制でこの違う曜日にあったら、こう入っていけるというような話も、対応できるような考えも是非持っていていただきたいなという思いがしておりますが、今後、今、まだ本当に中間です。何度も言うように中間の走らせて、試験走行で中間になってきたんですが、これを最後まで走らせたいうでの検討でということよりも、すでに来年度の当初予算でも6月末まで、この試験走行がやられると思うんで、その後のことについては、ある程度見通しを持ちながら、前広にこの巡回バスについての本格運行、考えていていただけるかどうか、その点だけを聞いておきます。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

本当に先ほども申し上げましたように、ご利用いただいている方とかですね、ほかの地域のことでも再度、意見聴取なんかもしましてですね、どういう形でやっていくかということは、あらゆる意味で前向きに、これは考えて調査していきたいと、そのように思います。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

この巡回バス、いこかバスについてはですね、私もできるだけ高齢者の方の意見を聞き取りしながら、運転手の意見も聞きながら、今後も是非このいこかバスが走っている町としてですね、ほかの地域についてもカバーできるような格好になるために、微力ながら協力もし

ていかなくちやならないと思いますし、自分の年齢もすでに70近くなって、いつこの世話になるかもわからないので、自分だけのことだけではなくてね、これはもう誰しも高齢化したら運転免許証も返納ということが起こり得るんですね、そういう点で皆で守っていくという方向、そのことが大事かと肝に命じております。

それでは、2番目の高速の三浦休憩所、高速道路紀勢線三浦休憩施設に、物販施設の用地確保が以前から言われておりますけれど、これについてはですね、高速道路紀勢線始神トンネルや道瀬トンネル、これらが貫通をいたしまして、トンネル管理できる休憩施設が今、急ピッチ、土日を返上してでもブルが動いております。私、近所に住んでおりますので、この音がよく聞こえるんですが、この施設の有効活用について、昨年12月に私、物販、防災も含めて活用のため、国交省に積極的に要望しているということで、町長の答弁を聞きました。用地の広さは決めてないということですが、町長、あのときに、すでに1年経ちますけれど、年明けには商工会や企画や建設課と合同会議を持って、この問題を検討していったと。しかし、現在はいまだに一向にこれらの話が聞こえてはまいりません。朝からの某議員の質疑もありましたけれど、ほとんど話し合われていないのではないかなというような話もありました。私もそう思います。それだけに、この1年間のこの論議というのは、どういう話がされたのか、聞いておきたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

次にですね、三浦の休憩所のご質問に、お答えをさせていただきます。

この休憩所につきましてはですね、用地交渉もまとまって、いよいよ現実のものとなってまいりました。町では、この休憩所の活用につきましては、関係機関の方々にご参集いただきまして、検討していただいた結果ですね、防災施設や情報発信施設等、それに物産販売施設の提案等もいただきました。

この物産販売施設につきましてはですね、整備することは望ましいが、地域経済団体等の専門的な知識を有する方々に、採算性等を含めて総合的に意見を求めて、その結果をもとに運営面等を考慮しながら、検討されたいということもありましたので、商工会へも採算性等の検討を依頼してまいりましたし、役場内においても高速道路の延伸に備えて関係課が集まり協議をしております。

しかし、今ですね、物産販売施設につきましてはですね、1日の交通量が約5,000台と予

測されております。それ以上の量が多い近隣のパーキングの物産販売施設でもですね、その経営は大変厳しいと聞き及んでいるところでございます。

また、高速道路が開通した場合に、単なる通過点とならない施策が必要で、できる限り高速道路から街中におりていただきましてですね、町内で飲食や商品の購入をしていただく、これが重要なことではないかと思っております。そのためにも情報発信基地としては、大変有効であります、基本的には、やはり地域におりていただくと、目的地として選んでいただくということが大事ではないかと考えております。

今後、経営等につきましてはですね、まだ、そこまでもお話しはいておりませんが、先ほども議員おっしゃったようにですね、来年になりましたら、いよいよそういった議論がですね、本格化してくる、させなければいけないと思っておりますので、また、そのときにはご理解をお願いしたいと思います。以上です。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

ちょっと町長、ピントというか、視点がずれているように思うんです。と言いますのも、今後、検討していくというような話ではないです、これは。私も国交省に聞きましたが、町長もいろいろ三浦の地権者との会談も3回もしていただいてですね、いろいろご苦労されて国交省も有り難いと思っておると思うんですが、町の尽力も得て何とか話ができたとということで。だけど私は、国交省のほうにも聞きますと、本当にこれは早いほどいいですと、もう登記の関係でも、そんなもの済んでしまったら、もう何にも話できませんよというような話も、チラッとは聞いております。

そういう意味では、これはもう採算性ベースに乗らないというのは、私ももうこれは当初から危惧しております。しかも、片側のあの休憩施設ですから、国交省としてはもう休憩施設とトイレと情報発信、それだけあればいいんですというスタンスです。何にも話がなかったらそれで済んでいくというような話なんです。しかし、積極的に今から、本当に去年のうちからこの話はどんどん国交省には要望してあるけど、広さも何も提示しなくて、検討する、検討するだけでは、本当に何もできなかったということにつながります。これは僕は極端に言うたら、物販施設でも建屋がなくても青空スペースでも、青空市場みたいな格好でも使うんですでもいいし、かと言うて、防災のためには三浦地区も随分頑張って、こういろいろ周辺にもできましたけど、今度の東日本のような大きな震災になると、2日も3日も、今現在

東日本では避難されている方もございます。あのよう休憩施設を避難場所に使うということで、この9カ月もあそこにおれるわけではないのは、私もわかっておりますけれど、これからあの休憩施設を有効に使おうと思うと、これは震災起きたあとには、村が目茶苦茶になる。近隣の道瀬や古里、馬瀬地区なんかでもどうなっているかわからないということから考えると、あそこでは朝からも言いましたように、その救援物資の集積とか機材、トラックやら、重機やら、そういうものも含めてですね、かなり有効に使えるんじゃないかと、その道路の状況にもよりますがね、高速道路が通常並みに使えるような状態であれば、あそこの休憩施設もそんなに多くのスペースを使えるわけではないと思いますけれど、そういうことも国交省には十分話としてはしていかななくてはならないと、私は思っていますが、この用地を求めるといのは、本当に採算ベースが本当に大変キーポイントにはなるとは思いますけれど、今のところ、この1年間何も話が聞こえてこないだけに、一体どうなっているんやというような話になっております。これは専門家を入れたとしても、あそこの片側の休憩施設を、奥伊勢とはまた違った意味で、そこに採算性に乗れるようなものではないだろうという思いもあります。それだけに難しいことだとは思いますが、国交省さんの話では、できるだけ25年度の早いうちに、25年度になるまでに、このきちっとした話を持ってきていただければというような、僕が別に町の代理ではないですから、僕がお聞きした範囲ですけど、できるだけ早くそういう具体的な数値も含めて、要望していただければというような感覚でものを言っておりました。

そういう点で、本当にこれは今、これから検討していくんだということでは、ちょっとあまりにも防災施設をつくるにしても、あまりにも遅すぎた対応になってしまうおそれが、多分にあると私は確信しておりますが、町長のお考え、再度お聞きしておきます。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

今後というね、言葉使いががちょっとまずかったんで、これまでもですね、商工会等とも話してきております。ただ、今後というのですね、私言葉使わさせていたのは、やっとなですね、あそこに休憩所ができるという確定をしました。というのですね、用地がですね、求められなかったら休憩所の話もなくなるよという話をしておりましたので、今後というの、やっとな休憩所ができるんだよという話をいただいておりますので、その中で、私は今後そういった、ですから、スペースの問題もですね、その当初いろいろ用地交換の問題と

かお話ありましたですね。そこの部分をですね、国交省とまだ話が煮詰まっております。国交省としても示していただいております。そういう中で、私は松阪事務所とはですね、この問題は常にお伺いするたびに、お話はさせていただいておりますので、町としてはどうしても用地がほしいというお話をさせていただいておりますので、そういった部分はですね、今までもやってきておるんですが、確定したのがですね、ほん最近ですので、そういう意味から今後という言葉を使ってしまいました。申し訳ないです。検討していたのは、各種団体、商工会等も含めてですね、もう以前から検討はさせていただいております。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

町長、ちょっと全然違います、それは。と言いますのは、私は最近に、もうきちっとできたと言いますが、それは調整池の関係の話です。休憩施設は私の土地もありましたけれど、すでにもうその面積もきちっと決まりました。ただ、その調整池といいまして、水を大瀬川に落とすことが直ではできないんで、調整池をつくって落とすためのその用地は必要なんですということで、苦労していたのは僕もよく知っています。そのことと、この休憩施設の広さ面積というのは、もうこの議会の中でも説明を2回ほど受けましたけれどね、休憩施設の部分。一時はちょっと変わりましたが、一時、最初の計画とはちょっと違いましたけれど、その点では確実にあの休憩施設はできるという前提で、用地を求めておりますし、その工事も今、急ピッチで進んでいるというのはそのことなんです。

ただ、本線ができないと、その休憩施設はできないかという、国幹審の動議がどうか、話が必要なんだという話ではないですから、これはあとになっても奥伊勢もそうでしたけれど、あとから、道路ができたあとからでも整備はできます。しかし、その時点になったらもう遅いのではないかという、私の杞憂なんです。そこら辺も十分国交省に聞いていただきたいし、今やっと用地が片がついたというのは、それは全くないです。この休憩施設の部分については、もうすでに前に話がついておりますから、今年の初めぐらいでしたかね。そういう意味で、やっぱりきちっと国交省に話していかないと、これは大変な手遅れになってしまうというのが、私の思いなんです。町長の、この本当に最近の話は調整池で随分苦労したのは、僕もよく知ってます。町長も何回か足を運んでいただいて、しかし、この休憩所の場所の問題とは、どれぐらい提供してくれるかというのは、僕も全然わかりませんが、その物販施設や休憩、防災のために必要だというのは、防災の避難路はできたけど、村の人

も含めて、今度は2、3日あっちへ泊まる時は、あそこへ上がらせてもうたらいいなという思いも、随分持っております。皆があそこ逃げて、それぞれ安心して3日、1週間は何とかできるような格好になるんじゃないかという期待もありますが、そこら辺の問題もありますので、抱き合わせですね、物販施設と土地を求めていくという話は、やっぱりきちっとしていかと、どんどん手遅れになってしまうという、おそれがあると私は指摘しているんで、町長の考えを聞いておきます。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

全くですね、どんどんやっていかなければいけないという、ただですね、この調整池が決定しないとですね、上の休憩地の面積、調整池がもしあそこが買い手ができなかったら別のところへすると、面積も変わってくる。そして舗装もできない。舗装できなければトイレもつくれない。そういう話ですね、一番最初の計画はすべてのものが土地も購入できて、調整池もできて、すべての中での話でしたけど、途中でそういういろいろな問題が出てきて、それを解決していたというのが、この1年の流れではないかと私は思っておりますので、そういう意味では、現時点で私どもにもですね、示されていない部分があるのは事実でございます。

ですから、調整池1つとっても、その池の場所や、あるかないかで舗装ができないとか、その平米がですね、決まらないというような状況でしたので、それを申し上げたんで、もともとはですね、あそこ休憩所になるというのはそうだったんですけど、不確定要因がですね、大変多かったということでございます。ご理解願いたいと思います。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

お言葉を返すようですが、この調整池というのは、確かに絶対的な必要な部分なんです、池なんです。ところが休憩施設と違って、その用地を持っている人とのちょっと話し合いが遅れてしまって、遅れたのは事実です。しかし、その上にも皆、国交省が買い上げた田んぼもございますから、当然、私も監督官のほうにも、これは変更せなあかんのと違うかと、万が一の場合はね。池を変更せなあかんかわからん。しかし、休憩施設の広さは何にもなぶることではないんです。ただ、要件としては調整池必要なのは、もうこれは県からの話も、当

然必要だと、絶対必要だという話で、私も聞いておりますし、その調整池の必要、重要性というのはもう十分わかっておりますが、それだけにですね、そういうことが理由にして、この休憩物販施設の土地、防災も絡めてこんだけの、以前は200㎡とかいう話もちょっと聞かれたときもあったんですが、そういう話はできるだけ早く詰めないと、何も進まない。ゼロのまま足踏みして、駄目だったということにつながりかねないということがあるものでね。ですから、そこら辺は調整池は必要ではないんだと、無視してもええんだということは僕も思っておりませんし、町長の苦労も今まで国交省にもいろいろ協力もしてきたのも、よくわかっていますが、そういう点では、これはもっと東事務所も、松阪事務所も含めてですね、国交省ときちんと話を早急に進めないと、この専門的な人を入れて、この面積もどうだこうだという話も必要なんでしょうけど、そこら辺は遅れに遅れてしまっているのではないかと、もうすでに来年年明けには24年度を迎えるわけですから、もう本当に時期的にはわずかなもんです。

そういう点で、再度、町長、この問題についてはですね、面積も含めてきちっと提示して、それから以後建物はどうするか、防災面ではどうして使うかということも含めてですね、議論したらよいのではないかと、私思っているんですが、私の意見、これは軽いですか、軽いですかというよりも、あまりにもアバウト過ぎるということになるんでしょうかね。そやけど僕はそうではないと思います。このままでいくと、本当に何もできなくなってしまうおそれが十分あるという思いで、今日のこの議題に上げたわけなんです、質問の事項に上げたわけなんです、ちょっとお聞きします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

これはですね、うちとしても先ほども申し上げましたように、目的を持ってですね、やりたいということやっておりますので、それとこの問題につきましては、私、本当、松阪所長とですね、会うたびに話をしておりますんで、遅れることなくですね、事業としてはやっていきたいと思っておりますんで、特にですね、前者議員にも申し上げましたように、そのいざというときの防災の拠点としてですね、これはどうしてもなくてはならないものだと思っておりますので、その観点からもですね、これもう積極的に進めていくことでございますので、遅れることなく国交省と話し合いをしていきたいと、そのように思っております。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

しつこくなりますが、松阪事務所長との話も、当然、ここの東事務所の方も、町長さんからは十分聞いておりますということで伺っておりますと、しかし、具体的な話が何もないんですというのが、今の状態なんです。ですから、具体的なということは面積も何もこの話もせずに、どれぐらいこの協力していただけるんですかということも含めて、踏み込んで値段的のものも言えば、ちょっと行き過ぎかもわかりませんが、少なくともこれぐらいの面積は、私ども国交省の土地を物販施設や防災に使いたいんですという話は、するべきではないですか。

当然、国交省はもう協力するという前提でおるんですよ。おるにもかかわらず、具体的な話がないだけに、私も心配してこう、どうしても最初の出発点からきちっと話をしていかなないと、この用地が要るのを、言うたら要るんだからということで、言うたら国交省にいくらもの言うても国交省が譲る気がなかったら、ポシャッですわね。そやけど国交省は何とか考えましようと言うてくれておるにもかかわらず、具体的な話をこちらからしないというのは、全くおかしな話で、そこら辺はですね、是非町長、精力的に松阪事務所のほうも含めてですね、ものを言っていたきたいな、言っていかなあかんなと思っております。町長、再度とお願いします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

中津畑議員がどういうお話を聞かれたか知りません。聞いてですね、町がですね、下がっているわけでもございませんのですよ。きちっとこっちも話はさせていただいておりますし、ただ、国交省がですね、町から来ない、来ないとか、我々のとこですね、そういうイメージじゃなし、させてくださいねというお願いもしてますし、そういったものはきちっと私はやりたいです。だからですね、この用地交渉もですね、私何度も頭下げに行かさせていただきました。どうしても必要なんだから、国交省はもういいとまで言いかけたんですよ。だから、いやうちは困るんやと、ここへさせていたきたいんやということで、もう十分私の意思は通っているもんだと思っております。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

私の要望になりますけれど、これはもういうたら、それはどちらもね、町側も、国交省側も、何とかしようという気持ちはあります。問題はどれだけ、これぐらいは町としてはいただきたいんです、協力していただきたいんですという話をね、持っていかないと何にもならないという思いが、僕も強いもんですから、別に疑っておるわけではありません。国交省に頭下げに行けよとか、そんなことではありません。国交省も十分わかっている中ですね、これはやっぱり早急に急がないといけない、専門家を入れて話すんやったら、早うせないかん。しかし、そんな話も何にも伝わってこんだけに、私は心配しているところでございます。僕の要望です。それは一時も早くその話を進めていただきたい。

あと何分でしょうか。

平野倅規議長

もうない。

14番 中津畑正量議員

それではまとめます。3番目の住宅リフォームの助成についてはですね、これはもう何とか検討する、前向きにという話でしたので、来年度予算、この24年度予算、ほかの市町、この間、長野市も見てきましたけど、東御市も見てきましたけど、実際にはね、要綱でやっぱり補正予算何かで出発しておるところもあるんですね。そこら辺でこの巡回バスと物販施設と、いずれも大事な施策でございます。そういう意味では、町長の今後の対応、本当に強力な指導力で進めていってもらうことを切望いたしまして、私の一般質問を終わります。

平野倅規議長

これで、中津畑正量君の質問は終わりました。

以上で、通告済みの質問はすべて終了しました。

平野倅規議長

お諮りします。

明日の15日は本会議とし、一般質問の日程となっておりますが、通告があった質問は本日すべて終了したことにより、明日15日は休会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、明日15日は休会とすることに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

なお、明日は、午前9時30分から、別館大会議室で全員協議会を開催いたします。

また、明日午後1時から、防災問題特別委員会も開催と伺っておりますので、あわせてご出席方のほうお願い申し上げます。

本日はこれで散会いたします。

(午後 3時 50分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 4 年 3 月 2 日

紀北町議会議長 平野倅規

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 家崎仁行